

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成30年3月13日(火曜日)
午前9時30分～午後6時10分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎屋昭彦 委員長 猶野智和 副委員長
竹岡昌治 委員 安富法明 委員
山中佳子 委員 三好睦子 委員
高木法生 委員 末永義美 委員
4. 欠席委員 荒山光広 議長
5. 出席した事務局職員
綿谷敦朗 議会事務局長 大塚 享 議会事務局長補佐
篠田真理 議会事務局主任
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠田洋司 副市長 高橋睦夫 病院事業管理者
波佐間 敏 上下水道事業管理者 石田淳司 市長公室長
田辺 剛 総務部長 藤澤和昭 総合政策部長
大野義昭 市民福祉部長 繁田 誠 総合政策部次長
杉原功一 上下水道局長 安村芳武 病院事業局管理部長
佐々木昭治 総務課長 竹内正夫 財政課長
内藤賢治 地域福祉課長 河村充展 高齢福祉課長
三戸昌子 上下水道局次長 古屋壮之 経営管理課長
東城泰典 美東総合支所長 松永 潤 消防長
斉藤正憲 健康増進課長 中嶋一彦 市民課長
岡田健二 施設課長 佐伯憲一 監理課長
岡崎輝義 市立病院事務長 西山宏史 美東病院事務長
石津稔行 予防課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（戒屋昭彦君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案32件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしく願います。

それでは、議案第12号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） それでは、議案第12号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書の12-1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,077万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億9,841万4,000円とするものであります。

まず、歳出を御説明いたします。

12-12、13ページをお開きください。

2款保険給付費・1項療養諸費・1目一般被保険者療養給付費の財源更正です。これは、歳入における前期高齢者交付金につきまして、社会保険診療報酬支払基金の交付額確定に伴い財源更正するものです。

続きまして、2目退職被保険者等療養給付費2,946万2,000円の減額でございます。これは、保険者が負担する療養給付費用の支払いの実績、及びその特定財源である療養給付費等交付金について、国保連合会の交付額確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、下段になりますけれども、2項高額療養費・1目一般被保険者高額療養費の財源更正です。これは、歳入における共同事業交付金につきまして、国保連合会の交付額確定に伴い財源更正するものでございます。

それでは、12-14、15ページをお開きください。

続きまして、6款・1項・1目、説明欄いずれも介護納付金1,378万3,000円の減額でございます。これは、支払基金負担金について、厚労省による納付額確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、7款・1項ともに共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金、

説明欄 001 高額医療費共同事業拠出金 3, 114 万 4, 000 円の減額でございます。これは、事業主体である国保団体連合会の医療費実績に基づく通知に伴い、この拠出金を減額するものでございます。

続きまして、2 目保険財政共同安定化事業拠出金、001 保険財政共同安定化事業拠出金 1, 080 万 5, 000 円の減額でございます。これは、国保団体連合会が算出した概算通知に基づき、予算額を決定しておりますけれども、このたびは、その国保連合会の確定通知に基づく減額でございます。

続きまして、11 款・1 項・1 目ともに予備費でございますが、歳入、歳出の全体予算調整の結果 441 万 8, 000 円の追加でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

12-8、9 ページをお開きください。

3 款国庫支出金・1 項国庫負担金・2 目高額医療費共同事業負担金 324 万 8, 000 円の減額でございます。これは、歳出の高額医療費共同事業拠出金の確定に伴うもので、国の負担割合は 4 分の 1 でございます。

続きまして、4 款・1 項・1 目療養給付費等交付金において、社会保険診療報酬支払基金からの交付額決定通知に基づき、現年度分 2, 353 万 7, 000 円を減額、過年度分を 92 万 2, 000 円追加し、合計で 2, 261 万 5, 000 円を減額するものでございます。これは、国保特別会計から支払った退職被保険者分の療養給付費等相当額を、社会保険診療報酬支払基金が交付するものでございます。

5 款・1 項・1 目ともに前期高齢者交付金 9, 566 万円の減額でございます。こちらも、社会保険診療報酬支払基金からの交付額決定通知に基づくものでございます。

続きまして、6 款県支出金・1 項県負担金・1 目高額医療費共同事業負担金 324 万 8, 000 円の減額でございます。これは、歳出の高額医療費共同事業拠出金の確定に伴うもので、県の負担割合は 4 分の 1 でございます。

続きまして、12-10、11 ページをお開きください。

7 款・1 項ともに共同事業交付金・1 目高額医療費共同事業交付金 625 万 5, 000 円の減額でございます。これは、事業費の確定による国保団体連合会からの通知によるものでございます。

その下ですが、2 目保険財政共同安定化事業交付金 4, 886 万 2, 000 円の追加でございます。こちらも、事業費の確定による国保団体連合会からの通知によるも

のでございます。

続きまして、9款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金、合計138万8,000円の追加で、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金のいずれも一般会計の国民健康保険事業特別会計繰出金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

12-8なんですけど、歳入について、28年度決算では医療給付費交付金が約7,500万——28年度の決算では7,500万なんですけど、今回の29年度の決算見込みとなる、この3月末決算とはあまり金額は変わらないと思いますけど、今回の補正は約5,000万で、約2,500万の減額となっておりますけれど、これは、被保険者退職の——被保険者の方が元気になられたってということでしょうか。それとも、給付が制限がかかったのか、理由をお尋ねいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問でございます。

こちらのほう、療養給付費等交付金のところの御質問でございますが、こちらの療養給付費の交付金につきましては、直近の実績に伴いまして——保険給付の実績に伴いまして確定するものでございますので、被保険者の方が元気になられたということよりも、実際に実績といたしまして、保険給付の金額がそれほどかからなかったというところが主な要因と思われまして。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。
本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより、議案第12号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第14号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

補正予算書については、14-1ページからになります。

このたびの補正は、決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億714万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億9,869万3,000円とするものでございます。

14-14、15ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費において、国庫補助金64万円減額の財源更正を行っております。これは、9月議会において、システム改修費324万円を計上し、財源として国庫補助金162万円を見込んだところでありますが、その後、国から内示額が示され、当初見込みを下回ったことから、不足する額64万円を更正するものでございます。

次に、同じく1款総務費・3項介護認定審査会費・1目介護認定審査会費において、審査会委員報酬を248万4,000円減額しております。介護認定審査会については水曜日、木曜日に開催しているところでございますが、審査件数を集約することで審査会開催回数を減少させることができましたことから、不要となります委員報酬について減額するものでございます。

続いて、2款保険給付費・1項介護サービス等諸費から、14-18、19ページになりますが、6項特定入所者介護サービス等費まで、また3款地域支援事業費・1項介護予防・生活支援サービス事業費については、実績に基づき事業見込額を推し、過不足について追加、または減額しております。

次に14-20、21ページをお開きください。

中段になりますが、3款地域支援事業費・3項包括的支援事業・任意事業費・3目任意事業費、説明欄006配食サービス事業において、事業委託料を400万円減額

しております。これは、事業利用見込量が当初見込みに至らないことから減額するものでございます。なお、事業費減額に伴い、事業利用者負担金170万円を減額しております。

歳入につきましては、歳出で説明いたしました事業量の変更に伴い、それぞれの負担割合等に基づき、国や県の支出金、支払基金交付金等の財源調整を行っております。以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、これより議案第14号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第15号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の15-1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ461万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億6,950万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出について御説明いたします。

15-10、11ページをお開きください。

款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄001後期高齢者医療広域連合納付金461万1,000円の減額でございます。これは、山口県後期高齢者医療広域連合の平成29年度決算見込みに基づき、同広域連合へ納付する特別会計への事務費等負担金73万9,000円、及び低所得者等の保険料軽減を目的とした保険基盤安定負担金387万2,000円、それぞれを減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

15-8、9ページをお開きください。

3款繰入金・1項一般会計繰入金・1目事務費繰入金を73万9,000円減額し、同じく、2目保険基盤安定繰入金を387万2,000円減額するものです。

これは、一般会計の後期高齢者医療事業特別会計繰出金、及び歳出で御説明いたしました事務費等負担金と保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、これより議案第15号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○委員長（戎屋昭彦君） 次に、議案第16号平成29年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは、議案第16号平成29年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

資料は、白い背表紙の平成29年度美祢市病院等事業会計補正予算書と平成29年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）概要説明資料を用いて説明させていただきます。

それでは、このたびの補正につきましては、収入におきまして、業務予定量の見直しを行うとともに、支出におきましては、給与費、材料費等の調整を行い、収入と支出の補正を行うものでございます。

それでは、はじめに予算書第2条に規定しております業務予定量の補正について御説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんいただきまして、(2)の1日平均患者、利用者数をごらんいただければと思います。

まず、美祢市立病院ですけれども、入院患者数の1日平均127人を121.1人に、外来患者数の1日平均159.5人を139.6人、透析の1日平均を16.1人から17.4人に補正するものでございます。

次に、美祢市立美東病院につきましては、入院患者数1日平均を91人から87.6人、外来の1日平均を135人から127.3人に補正するものでございます。

また、美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢については、入所者数の1日平均を65.5人から63.7人、短期入所者数の1日平均を3人から4.4人、通所者数の1日平均を19人から18.5人に補正するものであります。

続いて、予算書第3条に規定しております、病院事業等の収益的予算の補正についてでございます。

2ページをごらんいただければと思います。

収入につきましては、業務予定量の変更に伴いまして、第1款の病院事業収益を1億3,275万6,000円減額いたしまして、第2款の介護老人保健施設事業収益を980万6,000円減額するもので、この結果、収入合計を40億5,700万円とするものであります。

続いて、支出についてですが、支出については、病院事業におきまして決算見込みに基づく調整を行った結果、第1款の病院事業費用を8,480万2,000円減額いたしまして、第2款の介護老人保健施設事業費用を149万6,000円増額するもので、この結果、支出合計を40億6,931万4,000円とするものでございます。

以上の補正予算に基づく平成29年度の予定損益計算書ですけれども、概要説明資料の8ページをごらんいただければと思います。

ここでは、各施設の損益計算書なりを計算しておりますけれども、まず美祢市立病院におきましては、今回の補正の結果、下から4行目になりますけれども、当年度純損失といたしまして、1,080万2,000円を計上することとなります。

次に、美東病院につきましては、10ページをお開きいただければと思います。

美東病院では、経常利益を474万4,000円計上する見込みとしております。

続いて、介護老人保健施設グリーンヒル美祢ですけれども、その次の12ページ、

こちらでは、当年度純損失といたしまして850万2,000円を計上する予定としております。

最後に、訪問看護ステーション事業につきましてですけども、14ページになります。こちらにつきましては、当年度純利益として100万5,000円を計上する予定としております。

以上、合計しますと6ページ、7ページになります。

こちらのほうに、美祢市病院等事業会計全体におきます当年度の収支予測ですけども、当年度純損失といたしまして、1,355万5,000円を計上する見込みとなっております。

議案第16号平成29年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）につきましては、以上で説明を終わりたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
高木委員。

○委員（高木法生君） 委員長、資料請求をちょっとお願いしたいと思うんですが。概要説明書の16ページにもございます、平成29年度の補填財源計算書というのがお示しされておりますけれども、補正後のこの数字ですね。今、もう3月になりましたから、1月までは実績が出てると思うんですけども、この1月までの実績と、それからあと、2月から3月までの見込み数がわかればお示ししていただければと思います。最終的には、この補正後の数字に突合するかと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 今、高木委員のほうから資料請求ございまして、この美祢市病院事業の補正予算の概要資料の今説明ございまして、1月までの実績と2月3月の実績見込みがわかれば資料提出ということで、執行部のほう、資料のほうはいかがでしょうか。古屋病院管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） ただいまの高木委員の御要望ですけども、当面、今1月までの経営状況につきましては、毎月行われます例月出納検査のほうで、参考資料としてお示ししておりますので、そちらのほうはすぐ準備ができようかと思ひます。ちょっと2月3月の予測については、ちょっとこの場ですぐ調達できるかは難しいかと思うんですけども、1月までの実績でよろしければ、御準備できると思ひますけれども。

○委員長（戒屋昭彦君） そうしましたら、今、古屋病院管理課長の説明ありましたように、1月までの実績と2月3月は難しゅうございましたら、当面、資料のほうの請求をお願いしたいと思いますので、ここで暫時休憩いたしたいと思います。

午前9時55分休憩

午前10時57分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。先ほど、資料を提出いただきました。高木委員。

○委員（高木法生君） 資料の提供、まことにありがとうございます。これを見ますと、累計欄になろうかと思いますが、4月から1月までの累計額が出ております。美祢市立病院を見ますと、1月までが1億1,580万、それから美東で申しますと3,112万3,000円と、こうした赤字が出ております。ひとつ、老健施設につきましては、600万ばかりの黒字を示しておるところでございます。

こうしてみますと、医師の確保、なかなかままならないということでございますし、これからあと2カ月でこれをしっかり予定どおりに健全化して、数字にもっていかなければならないと思うんですけれども、この目標値に、数値に近づくようになるかどうか、相当の努力がいるんじゃないかと思うんですけれども、職員の皆さんの意気込みというかお気持ち、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 高木委員の御質問にお答えしたいと思います。

今お配りした資料につきましては、毎月の出納検査のほうに提出させていただいてる資料の一部でございます。4施設の平成29年4月から本年1月末までの現状の数字を、ここにお示したものでございます。

高木委員言われるように、1月末では市立病院のほうが約1億1,500万、美東病院のほうでは3,100万の純損失を見込んでおるところでございます。

ただ、経営改革プラン策定後、29年度、さまざまなことに取り組んでまいりました。その結果、市立病院のほうでは、特に、入院収益の――入院患者の増による入院収益の増加、美東病院では外来患者数の増加によりまして、外来収益の改善をみております。

しかしながら、今回補正予算として提出させていただいておる数値との乖離差は

あることは事実でございます。これにつきましては、去る平成25年度末に公営企業会計の制度が改正されまして、平成26年度の会計から所属する職員の退職給付引当金、見込まれる退職金を必ず引き当てなさいというのは義務化されております。これにつきましては、平成29年度予算におきましては、美祢市立病院では約9,200万円、美東病院では約8,600万円ほど計上しております。

この退職給付引当金の性質っていうものになりますけれども、こちらのほうは原価償却費等々、同様に現金支出を伴わない費用等として、予算計上ないしは財務処理を行うところでございます。それに基づいて、当年度においては、当然ながら内部留保される性質となっております。総務省のほうでは、その会計制度改正時からの、こういった会計に関するQアンドAを更新されておりますけれども、この退職給付引当金の取り扱いについては、一定の目的のための引当金、これを単純に補填財源として充てることは適切ではないと言いつつも、各企業体の財務状況等によって、慎重に判断されたいということが示されております。

今回、補正予算でお示ししております補填財源の確保についてですけれども、これにつきましては平成29年度、当該年度で予定しております退職給付引当金、こちらのほうを引き当てつつも、その範囲内で損益勘定留保資金として充当する手法、また、平成29年度の引当予定額、今申し上げました市立病院では9,200万円、美東病院では8,600万円の予算の範囲内で、この補填財源を確保するために、その一部の財務処理を見送る手法、予算計上額の全額を引当処理しないっていうことの、この二通りが考えられます。

決算までは、残り半月と時間は迫っておりますけれども、再度、詳細な決算状況を把握するとともに、引当金にかかる財務処理、これにつきましては、財政課とも協議を行いまして、最終的に方針決定をしたいと思っております。

ただし、このことは、あくまで総務省のQアンドAでも示されてるように、例外的な措置でありまして、長期間継続することは結局は経営の悪化っていうところにつながってまいります。

したがいまして、医師の増員が困難な中、また看護師等々、医療スタッフの確保が困難な中ではありますけれども、限られた医療資源を投資する中で、新改革プランの基本方針に基づきまして、集患力の向上、または患者単価の向上など、収益改善に向けた取り組みを、より一層進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと私も、高木委員の関連で、もうちょっとお聞きしたいんですが。古屋課長、説明が長くて、結局、何が何かさっぱりわからん。

ただ、退職給付引当金を例外措置として、留保財源にも活用することが可能であるということなんでしょうか、どうでしょうか。わかりやすく説明してください。

○委員長（戒屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 竹岡委員の御質問にお答えします。

一応、退職給付引当金、先ほど申しました現金支出を伴わない費用ということで、留保資金としての充てることは——充てるのが、まず一つの手法だと思います。

で、先ほど、二つ目の手法としましては退職給付費——予算計上しております退職給付引当金の執行、財務処理を見送ることで、当年度の損益計算書上の純利益にもっていく手法、この二通りがあると思います。

全国的にみましても、そういった処理をしておる病院だったり、企業体も数件見受けられますので、その辺の取り扱いについて県のほう、または財政課とも今後詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 言い方悪いんですが、非常に少数派のやり方だと思うんですね。

で、高木委員が言われたのは補填財源の——財源が枯渇してるからということだったと思うんですが、ちょっと私そうじゃなくて、25年、6年、7年と過去5年見ても1億数千万、27年が2億ですか、26年が2億3,000万、28年が1億8,000万。で、それが今年急に、29年度になったら1,355万の赤字で済むと、いわゆる1億ぐらい違ってるんですね。その原因が、ちょっとわかりません。

2条で予算を組まれてる人数からすると、各部門とも全て大きく見積もっていらっやいますね。美東病院は、そうでもないですか。やっぱ一緒ですね。全部2条では、入院も外来も全て多くみてあると。これで1月見ますと、年度間の今調整をしたら、市立病院でも1億1,500万の赤字だと。

課長、これってあれですか、トータルして1, 300万ぐらいの赤字で済むという予測なんですけど、間違いないでしょうね。9月の決算になって、いやそうじゃないです、いろいろありまして1億何ぼ出ましたじゃ、補填財源が足りないんですよ。で、そのときに、恐らく退職給付引当金をどうするかという、私は企業会計からどんだん逃げていってるような感じがするんですよ。

企業会計は、退職給付引当金をひどいとき——ひどいときじゃなくて、ちゃんとした会社は別個に積み立ててるんですよ、お金を。のけてるんです。いつでも退職金が払われるようにということ。

キャッシュフローを見てみますと、9億ぐらいだったでしょう、予測が。に対して、今度は10億近い退職給付引当金があるわけですね。そうしますと、若干、退職給付引当金をもう食い潰しが始まったと理解して間違いないんでしょうかね。

○委員長（戒屋昭彦君） 今の竹岡委員の質問に対して、執行部のほうの御回答のほう……ここで、暫時休憩とります。

午前11時10分休憩

午前11時13分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 済みません。大きく2点申し上げたと思いますから、ちょっと時間おいて、それから、ほかの案件を先に審議していかれたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（戒屋昭彦君） わかりました。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。（発言する者あり）失礼しました。ちょっと今、私勘違いしまして申し訳ありません。

先ほどの竹岡委員の質問に対しまして、執行部の回答が時間かかるということですので、ほかの議題に入りたいと思います。

それでは次に、議案第28号美祢市総合支所及び出張所設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第28号美祢市総合支所及び出張所設

置条例の一部改正についてを御説明いたします。

議案書は、28-1ページをごらんください。また、参考資料は1ページから2ページにかけて、美祢市総合支所及び出張所設置条例新旧対照表を掲載しております。

本議案は2条で構成しており、第1条は厚保出張所の位置について変更をするものであります。

これは、美祢市公共施設等総合管理計画に基づく施設カルテを作成するために、各公民館の位置を再確認したところ、厚保出張所を配置しております厚保公民館において、地籍調査により地番が変更になっていたことが判明しましたことから、このたび変更するものであります。

これは、確認不足によるものであり、今後このようなことがないように努めます。

続きまして、第2条は別府出張所の位置を変更するものであります。

これは、別府公民館を、平成30年3月31日をもって廃止する別府小学校に移転させることから、別府公民館に配置しております別府出張所の位置を変更するものであります。

なお、厚保出張所の変更につきましては公布の日から、また別府出張所につきましては、平成31年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

（発言する者あり）佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。

別府公民館につきましては、この春、この3月31日をもって、別府小学校が閉校になりますので、そちらの校舎の中に別府公民館が入るという予定で、今、今年度——平成30年度ですね、いろいろ移転作業しています。それに併せて、公民館の中におります出張所も併せて移転するというものであります。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） あのう……予算何ぼやったかいね。

○委員長（戒屋昭彦君） 予算は約6,500万ぐらいやったですかね。

○委員（竹岡昌治君） あの高台の学校でしょう。どうも年寄りにやさしくないね、みな。あの6,000万。今の別府のところでの建て替えは、どれぐらいかかるん

ですか。試算されておられると思うんですがね。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。

こちらのほう、現場での建て替えのほうについては計算をしておりますが、これにつきましては別府小学校が閉校するにあたり、別府地区において、別府小学校跡地利用検討協議会という組織が発足され、跡地利用について協議がなされております。

協議の結果、平成29年4月10日付けで、協議内容をまとめられた地域要望書を提出されておまして、その要望の中のひとつとして、別府小学校跡地に別府公民館を利用したいと――跡地を別府公民館として利用するという内容がございましたので、こちらのほうで協議をして、内部で検討をして、その別府小学校の跡地に公民館を移すという状況となっております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますと、この別府地区の中で学校利用地が――廃校跡地ですね、利用についてのアンケートか何か取られて、その中から、地区――住民の皆さんの意向があそこに公民館と、こう受け止めてもいいわけですか。じゃ、あとからクレームはないね。そうなるよ。

ただね、私も何回か行ったんですが、非常に高台で、学校としてはいいと思いますが、公民館としてお年寄りの皆さんが、ちょっと下からは行きにくい。上からはどうかわかりません。

だから、ちょっとその辺が気になったんでお尋ねをしたんですが、地区の総意ということならば、あとから苦情やら出てこないと思いますんで、了解します。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 別に反対じゃないんですが、やっぱし学校の廃校跡地、今からいろんなところが出てくると思います。で、地元が、どうそれを使うかという中

で、今回のように公民館にしたいとか、あるいは、またふれあいのセンターにしたいとか、いろいろあると思うんですね。

ですが、やはり片方の公民館を、今あるやつを今度は没にするわけでしょうから、そうした、せめて試算ぐらいされて、やっぱ検証した結果を今度はお示しをいただきたいと、このように思います。

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、これより議案第28号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市個人情報保護条例及び美祢市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第29号美祢市個人情報保護条例及び美祢市情報公開条例の一部改正についてを御説明いたします。

議案書は29-1ページ、29-2ページをごらんください。また、参考資料は3ページから7ページにかけて、美祢市個人情報保護条例新旧対照表及び美祢市情報公開条例新旧対照表を掲載しております。

本改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正、施行されたことに伴い、美祢市個人情報保護条例及び美祢市情報公開条例の一部を改正するものであります。

現代社会におきまして、情報通信技術の飛躍的な進展の中で、個人の情報の利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題となっております。

こうした状況を背景として、既に改正しておりました個人情報の保護に関する法律の改正内容を踏まえ、このたび行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されました。これによりまして、個人の指紋や顔認識データ、旅券番号などの個人識別符号と申しますが――が、個人情報に該当するということが明確化されたわけでございます。また、あわせて人種や信条、病歴等についても、要配慮個人情報として定義をされました。このため、個人情報保護法第11条第1項において、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を実施することが規定されておりますことから、

このたび、行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の改正の趣旨を踏まえた新条例の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 初歩的なことをお尋ねしますが、「本人の人種」って書いてありますよね。憲法には、恐らく「全て国民は個人として尊重される」と、こういう文言があったと思うんですが、表現は適切なんではないかな。ちょっと、そのことだけ気になりましたので、お尋ねをします。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。

この表現につきまして適切かどうかということですが、私の場合、行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報の表現と同様の表現とさせていただいております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 29-2なんですけど、第2条について、もう少し詳しくお願いできますでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。

こちらのほうは、参考資料の7ページをごらんをいただけたらと思います。こちらのほう、第7条において、公文書の開示につきまして規程があるんですが、その中で、開示に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記載されてる場合を除き、開示をしなければならないとありまして、開示するときには十分注意をしなければいけないものということで列記してあるんですけども、その中に、第1号において、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述」——その他の記述は何ですかというところを具体的に示しておるものでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） マイナンバーに関係あるんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 直接には、マイナンバーには関係してません。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 個人情報——先ほど、この29-1の参考資料の中見ますと、
個人情報がたくさんあるんですけど、それで、何か心配な点もあるんですけど、個人
情報を利活用すると言われました。そして、適正に取り扱うとも言われましたが、
その利活用の範囲ですけど、何か怖い気がするんですけど、その点は大丈夫なんで
しょか。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。

個人情報の管理について、大丈夫だろうかという不安な声が——不安に思うがと
いうことですが、このたび、こういうような改正をしておるといのは、まさしく、
そういう管理をきちんとしなくてはならないということでございまして、例えば個人
識別符号と申しましたけど、これは何をいうかと言いますと、例えば身体的特徴、
電子計算機のように使用するために変更した符号、要は電算の中に、パソコンの中
に、そういう個人的な情報を電子データに変換するんですけども、そういう情報の
管理を今まで、どうするのかっていうのを具体的に明記していなかったというか、
明記されていなかったので、そのへんを、こういうふうに法令に、ちゃんと落とす
ことによって誰が見ても理解できる、共通の理解できるような取り扱いにしよう
というふうに変ってきているものと、私は考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明でしたら、その情報収集はどのようになるんですか。
情報収集——例えば、私がこのときに——今見ればわかるんですけど、個人情報で
対面ということはないでしょうし、その個人のいろんな今の——要するに、個人情
報の収集の方法はどうなるんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 私どもの場合は、行政組織における個人情報の収集

というふうな形で理解をいたしますけれども、いろんなケースがあろうかと思いますが、当然、これにつきましても法令にのっとって適正に、収集する必要がありましたら行うものと考えております。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどから説明聞いておりましたけど、何か個人情報が——何か、どこでどう収集されるかわからないし、その何か、本当に取り扱いについても適正かどうか。また、利活用の面でも範囲もわかりませんし、まず、第一にその個人の持っているいろんな情報ですね、その収集も何か不透明なところがありますので、この条例に反対いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戒屋昭彦君） 挙手多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第30号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の30-1ページをお開きください。

参考資料は8ページになります。

現在、印鑑登録証明書の窓口交付につきましては、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えてしなければならないとなっておりますが、本年7月から、証明書コンビニ交付事業を開始することに伴い、コンビニエンスストアに設置してあります多機能端末機から、個人番号カードを利用して印鑑登録証明書を交付することができるようにするため、美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。

参考資料8ページの新旧対照表をごらんください。

第17条の後に、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付として、第17条の2を追加し、個人番号カード登録者が多機能端末機を利用することによって、適正な印鑑登録証明書の交付申請をした場合は、印鑑登録証明書を交付することができることとするものでございます。

なお、この条例は、平成30年7月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

その理由は、前回の予算のときでしたかね、コンビニ収納については、コンビニを活用してっていう場合で、税とかその他の収納については、もちろん、市民の皆さんの利便性図るっていうことでしたが、このコンビニを使って印鑑登録——済みません。印鑑証明までつくれるってというのは、本当に危険なことです。予算のときには暗証番号とかありまして、そんなにカードを無くしたからといって、印鑑登録をすることはなかったと言われましたが、それはもちろんないでしょうけど、問題はマイナンバーをなくしたときに、それをなくなって——それが悪用されるんじゃないかと思うので、この印鑑登録をコンビニでするということには、全く反対です。反対します。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戒屋昭彦君） 挙手多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号美祢市総合計画条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田総合政策部次長。

○総合政策部長（繁田 誠君） それでは、議案書の31-1、31-2ページをらんください。

議案第31号は、美祢市総合計画条例の制定についてでございます。

これは、現在の第一次美祢市総合計画が平成31年度で計画期間を終了することか

ら、平成30年度及び31年度の2カ年にわたり策定作業を行うものでございます。

新たに、第二次美祿市総合計画を策定するにあたり、制定の根拠といたしまして、本市独自の条例を制定し、本市における総合計画の位置づけを明確にするとともに、総合的かつ計画的な市政の運営に資するため、その策定に関し必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第31号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号美祿市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） それでは、議案第32号美祿市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

議案書は、32-1ページをごらんください。また、参考資料は9ページに、美祿市職員の退職手当に関する条例新旧対照表を掲載しております。

本議案は、退職給付の官民均衡を図るため、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が公布、施行され、退職手当の支給水準が引き下げたことに準じ、美祿市職員の退職手当に関する条例の一部を改正するもので、改正の内容は退職手当の調整率を、100分の87から100分の83.7に引き下げるものであります。

なお、この条例は、平成30年3月31日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。
本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。公務員の賃金ベースは民間——地域民間の働く人たちの待遇にも影響してきます。民間の待遇を引き下げることになると思いますので賛成できません。

また、市の職員さんたちは残業手当も請求されて——100パーセント請求されておられないのではないのでしょうか。私も働いた経験がありますけれど、なかなか気兼ねで、働いた分、残業手当を請求することはできませんでした。

そういったことで、いわゆるサービス残業が多いのではないかと思います。長年の蓄積がある——サービス残業の長年の蓄積があると思います。退職金は、それで補うものと思っております。慰労するものと思しますので、したがって、この議案に反対いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戒屋昭彦君） 挙手多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号美祢市債権管理条例及び美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 議案第33号は 美祢市債権管理条例及び美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてであります。

議案書は33-1、説明資料は10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

このたびの改正は、市全体の取り扱う債権を、一つの統一した考え方により管理することにより、一層の債権管理の推進が図られるものと考え、公営企業、病院事業等会計の債権についても、この条例の対象とするため所要の改正を行うものでございます。

説明については、以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。
本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第33号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。石津予防課長。

○予防課長（石津稔行君） 議案第34号美祢市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書の34-1、2ページ、参考資料は12ページから25ページが新旧対照表となっております。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額につきましては、地方分権計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われているところであります。

平成29年度は見直し年度に該当するため、人件費単価又は物価水準の変動に伴い、現行の手数料との乖離が激しくなっている事務及び事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務に係る手数料の標準額について改定が行われたもので、このうち消防関係の手数料については、危険物製造所等の設置の許可、完成検査前検査、保安検査の手数料が対象となっております。

この改定に伴い、美祢市手数料条例の一部を改正するものであります。

なお、今回改正される手数料については、大規模な危険物施設について改定されるものであり、現在存在する美祢市内の危険物施設には、この規模に該当する施設はありません。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。
本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第34号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 議案第40号は、美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

これは、嘉万児童館で行っていた児童クラブが、平成30年4月に新しく開校する美祢市立秋芳桂花小学校内に移転することに伴い、平成30年3月31日をもって嘉万児童館を閉館するため、当該施設に関する条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） 確か、この児童館は直営だったと思いますが、ここで働いていらっしゃる保育士さんの方たちの異動ってというか待遇——働いておられた方たちは、どうのようになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

ここで働いておられた方につきましては、そのまま秋芳桂花小学校に移転する児童クラブのほうに、そのまま配置換えとなります。というか、そちらのほうへ異動となります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第40号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 議案第41号は、美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案書は41-1ページ、参考資料は32ページとなります。

このたびの改正は、平成30年3月31日をもって閉館する嘉万児童館にあわせて、児童館敷地内の嘉万児童遊園を廃止するため所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより、議案第41号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第42号美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の42-1ページをお開きください。参考資料は33ページになります。

このたびの改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、美祢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

これは、後期高齢者医療事業の被保険者に係る住所地特例の規定についての改正が主な趣旨であります。

後期高齢者医療事業及び国民健康保険事業におきましては、原則として住所登録地、いわゆる住所地の市町村で加入することとなっております。

しかしながら、これらの被保険者の方が、福祉施設への入所や医療機関での長期入院等により住所を他の市町村に移す場合は、従前の住所地の保険を継続することとなっており、これを住所地特例制度と言います。

今回の改正では、住所地特例の適用を受けた国民健康保険被保険者の方が、75歳の年齢到達によりまして、後期高齢者医療制度に加入した場合は、国民健康保険の住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなります。

参考資料の33ページの新旧対照表をごらんください。

第3条では、保険料を徴収すべき被保険者としまして、第1項第2号から第4号及び第5号にこれらの内容を追加しております。

34ページをお開きください。

中段の附則でございますが、なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第42号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第43号美祢市国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の43-1ページをお開きください。参考資料は35ページになります。

このたびの改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月に成立したことによる国民健康保険法施行令の改正が、平成30年4月1日に施行されることに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

このたび、国民健康保険事業の制度が改正されることにより、平成30年度からは、都道府県が市町村とともに国民健康保険事業の保険者となります。

これにより、都道府県と市町村における国民健康保険事業の役割が明確化されることや、国民健康保険事業の運営に関する協議会について、これまでの市町村に加え、都道府県においても新たに設置されること等の見直しが行われることになりました。

参考資料の35ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第1条で、「国民健康保険」から「国民健康保険の事務」に、また「国民健康保険事業運営協議会」から「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、第2条で、「美祢市国民健康保険事業運営協議会」から「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めております。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第43号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第44号美祢市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の44-1ページをお開きください。参考資料は36ページからになります。

このたびの改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年に成立したことによる国民健康保険法の改正が、平成30年4月1日に施行されることに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

このたび、国民健康保険事業の制度そのものが改正されることにより、平成30年度以降は、都道府県が市町村とともに国民健康保険事業の保険者となり、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保といった役割を担うことで、制度の安定化が図られることとなります。

その方策の一つとしまして、都道府県は、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、それに基づき、市町村のあるべき保険税の率である標準保険料率を算定し、各市町村へ提示することになります。

山口県におきましても、県内市町それぞれの国民健康保険事業費納付金を決定し、そのうえで、標準保険料率を提示してありまして、本市はこれに基づいて、国民健康保険税の税率を決定し、賦課、徴収することとなります。

そこで、まず賦課方式につきましては、被保険者の固定資産所有状況の変遷や公平性の欠如などの理由によりまして、かねてから本市の懸案でありました現在の4方式を、県内統一の算定方式とされる資産割を除いた3方式に変更する必要があるとございます。

また、保険税率等の賦課割合につきましても、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方式が県内で統一されること等を考慮しまして、県から示された標準保険料率をもとに、本市で調整した保険税率により算定した賦課割合にする必要があるとございます。

以上の改正案につきまして、美祢市国民健康保険運営協議会に諮問を行ったところ、

総合的かつ慎重に審議が重ねられた結果、賦課方式については、基本的に県内統一の算定方式とされる資産割額を賦課しない3方式に変更すること、また賦課割合については、県から提示された標準保険料率をもとに、市において算定した賦課割合及び保険税率に改定すること等の答申が出されましたので、これを踏まえた改正としております。

なお、これをもとに、美祢市の一般被保険者における一人当たりの平均保険税額を試算した結果、現行と比較しまして、一人当たり1,072円、1.10%の減少となりました。

それでは、新旧対照表により改正の主なものを御説明いたします。参考資料の37ページをお開きください。

まず、賦課方式について、第2条第2項から第4項まで、第3条第2項及び38ページの現行第7条では、現行の4方式から3方式に改正することから、資産割額及び資産割額に該当する部分をすべて削除しております。

次に、保険税率ですが、国民健康保険税には医療費に係る基礎課税額、後期高齢者医療制度への支援金に充てる後期高齢者支援金等課税額、及び40歳から64歳までの介護保険加入者に課税される介護納付金課税額の3つの区分がございます。

さらに、それぞれの課税額には、課税所得をもとに計算する所得割、一人当たりに係る均等割及び世帯に係る平等割の3種類がございます。

まず、基礎課税額の改定について御説明いたします。

37ページ、第3条第1項では、所得割額の税率を100分の8.0から100分の8.3に。38ページをお開きください。第5条では、均等割額を2万5,400円から3万3,000円に、第5条の2では、特定世帯以外の世帯の平等割額を2万8,000円から2万2,600円に改定しております。特定世帯及び特定継続世帯につきましては、以下のとおりでございます。

次に、後期高齢者支援金等課税額については、第7条の2から第7条の3でございますが、所得額割の税率は変更ありません。

均等割額については8,000円から1万400円に、39ページになりますが、特定世帯以外の世帯の平等割額を8,800円から7,200円に、特定世帯及び特定継続世帯につきましては、以下のとおりでございます。

次に、介護納付金課税額につきましては、第8条から第9条の3で、所得割額の税

率を100分の2.8から100分の2.6に、平等割額を9,000円から1万3,400円に、世帯別平等割額を8,000円から5,400円に改定しております。

なお、第23条以降は、均等割額及び平等割額の軽減額の改定であります。軽減割合は、世帯の所得に応じ、7割、5割、2割の軽減がございます。

続きまして、42ページをお開きください。

施行期日は、平成30年4月1日、この改正は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとしております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、これより議案第44号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで1時まで休憩といたします。

午後0時01分休憩

午後0時58分再開

○委員長（戎屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。

先ほど、午前中に審査が中断しておりました、議案第16号平成29年度美祢市病院等事業会計補正予算の竹岡委員からの質問に対しまして、回答がまだでしたので、今からそれをお願いいたします。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 竹岡委員からの御質問が2点あったかと思えます。

まずは引当金――退職給付引当金にかかわる積算、これまでに比較して、29年で増加していること。もう一つが現状の――これまでの経営状況が引当金に与える

影響等、この2点についての御質問だったと思います。

まず、退職給付引当金の積算についてでございますけれども、こちらのほうは、平成26年度からの新企業会計制度の移行に伴いまして、26年度以降、毎年度一定額を計上してきておるところでございます。

しかしながら、29年度予算を作成する際、職員個々の退職手当の算定手法、また、26年度以降の年度間の経理手法に誤りを確認したところでございます。これに伴いまして、28年度末までで引き当てておくべき額に不足する額を29年度で一括計上したため、今回29年度までの計上が大きくなっているところがございます。

もう1点の、これまでの経営状況が引当金に与える影響、もう既に消化しつつあるんじゃないかっていう御質問だったと思いますけれども、こちらのほうは、平成26年度以降、過去純資産を大きく減らしてきている現状がございます。これに伴いまして、引当金への影響——これへ影響を与えていることは間違いないところがございます。

しかしながら、本年度に入りまして、入院患者、外来患者、各施設において特徴はありますけれども、患者増の流れはあります。それに伴いまして、一部、医業収益の業績回復に向かっておるところでございます。

この、現状の患者増の流れを維持しつつ、30年度以降、今度は患者単価の向上を目指した取り組みを行うことによって、単年度収支の改善に努めてまいりたいと考えております。それにより、この基調を維持することによって、現金保有量の回復等にも努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ありがとうございます。一つだけ、また、ちょっと質問させていただきたいんですが、そうすると、あれですか。29年度では、今の退職給付引当金——退職給付引当金繰入金は、特別損失でやられるお考えか、当期では、ちょっとまずいんじゃないですかね。29年当初予算立てるときに、わかったとおっしゃったんで、期間計算上からすれば、特別損失に値するんじゃないかなと思うんですが、いかがですかね。

○委員長（戒屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

29年度予算を策定する際に、いま一度、職員個々、一人一人の確認をしてまいりました。その特別損失に計上するべき部分っていうところまでの把握は、ちょっと難しかったので、29年度当初予算では、一括計上という手法をとらせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第16号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第45号美祢市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の45-1ページをお開きください。参考資料は、43ページから45ページになります。

このたびの改正は、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間といたします。第7期介護保険事業計画に基づきまして、第1号被保険者の保険料率の改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

保険料の算定に当たりましては、介護保険事業計画に定める介護給付等、対象サービスの見込み量や第1号被保険者の保険料負担割合、また、介護報酬改定の影響等を考慮し算定する必要がありますが、第7期におきましては、基準保険料を第6期と同額の年額7万80円としております。

第7期の基準保険料につきましては、要介護認定者の増加に伴うサービス給付費や

地域支援事業費の増加、0.54%増の介護報酬改定、また、消費税増税時の処遇改善等があるものの、第6期期間中に積み立てました介護給付費準備基金を取り崩すことにより、基準保険料の増額を抑制しているところでございます。

保険料額については、据え置きは行ったものの、依然として高い水準でありますことから、第6期に設定いたしました13段階による多段階設定は継続することとしており、負担能力に応じた負担や低所得者の負担軽減を行うこととしております。

一方で、介護保険法施行令や施行規則の改正等に基づき、所得指標の見直しや合計所得金額の区分の見直しが行われております。これに伴いまして、所得指標の見直しにおいては、合計所得金額について、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得や短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額とすることや、合計所得金額の区分の見直しについては、第4条第1項第8号の区分を190万円から200万円に、同じく同条同項第10号の区分を290万円から300万円に変更するものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

説明については以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第45号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号美祢市看護師奨学金貸付条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。齊藤健康増進課長。

○健康増進課長（齊藤正憲君） 議案第46号は美祢市看護師奨学金貸付条例の一部改正についてであります。

議案書46-1ページ、参考資料46ページをお開きください。

これは、平成25年度から開始しています美祢市看護師奨学金貸付条例に加えて、

貸し付けの対象者を准看護師まで拡大することにより、市内医療機関の更なる充実を図るものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第46号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号美祢市給水条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 議案第49号は、美祢市給水条例の一部改正についてでございます。

議案書の49-1ページから49-2ページ、参考資料は新旧対照表50ページから56ページをごらんください。

水道料金等の統一については、合併以来の懸案事項でありましたが、平成28年度に上下水道料金審議会を立ち上げ、答申をいただきました。答申を踏まえて、給水条例の一部改正を御説明いたします。

まず、条例第25条の料金の改正でございます。

参考資料は52ページ、53ページでございます。52ページ、53ページをお開きください。

52ページ左の列、現行の条例をごらんください。

まず、料金の算出について、地区ごとに算出した額の説明が文言で書いてあります。これを右列の改正案の括弧の中でございますけど、ごらんください。

基本料金及び従量料金の合計と――合計額と改正いたします。これにより料金の体

系を口径別体系に変更するものでございます。

次に、ホッチキスで閉じた資料をお配りしております。一枚目をごらんください。

一枚目の資料1、口径ごとの料金新旧比較、平成27年度決算ベースというところをごらんください。

初めに、地域ごとの改定率を申し上げますと、この改定により、美祢地域全体では改定率は——左の上の表でございますが、美祢地域全体では改定率は115.4%、右の美東地域では78.2%、左下でございます、秋芳地域では89.7%となり、美祢市全体では、3地域を合わせた現行料金全体と比べまして102.3%であります。

また、今回の改正は、上下水道料金審議会の答申をもとにして料金計算をしておりますが、このたびの料金改定は、美祢、美東、秋芳の3地域の料金の統一に焦点を当てております。まずは統一をするということで、家庭用の口径13ミリと口径20ミリは大きな値上げにならないように、改定率を抑えております。

考え方としては、まず、美祢地域の料金の改定率を出して、その単価を美東地域、秋芳地域に当てはめる手法をとりました。

美祢地域の改定率を申し上げますと、左上の美祢地域の表の色のついた部分をごらんください。統一にあたり、家庭用口径13ミリの料金は、美祢地域の水準100%とほぼ同じ100%でございます。20ミリは107.8%程度とし、小口径、小水量使用者は現状の金額と近くなる改正でございます。

この単価を美東地域に当てはめると、右上の美東地域の表をごらんください。13ミリは71%、20ミリは69.9%の改定率でございます。左下の秋芳地域については、13ミリは86.6%、20ミリは70.3%であります。

右下の表をごらんください。全体では13ミリの改定率が89.5%、20ミリが101.5%になります。

では、新しい料金を議案49-2ページの料金表で説明いたしますので、御用意ください。

料金案では、口径別体系となることから、ひと月あたりの基本料金は個別原価により計算をしております。

ひと月あたりの基本料金でございますけれども、ひと月あたりの基本料金は13ミリが——表をごらんください。13ミリが1,030円、20ミリが1,300円、

25ミリが1, 600円、30ミリが3, 100円となり、40ミリ、50ミリと比べまして150ミリは5万円になります。

従量単価は右のほうに書いてありますが、まず、下の25ミリから150ミリのあいだの料金をごらんください。25ミリから150ミリのところを見てくださいますと、0立方メートルを超え5立方メートルまでが、1立方メートルあたり45円、5立方メートルを超え10立方メートルまでが1立方メートルあたり83円、11から20立方メートルが1立方メートルあたり102円、21から500までが150円でございます。501以上が167円でございます。これは、答申による従量料金単価を適用したものでございます。

では、その上の行をごらんください。13ミリと20ミリの単価を申し上げます。

統一を主眼とした口径13ミリと20ミリでは、答申の単価から31円を引いて調整しておりまして、1立方メートルから5立方メートルまでが1立方メートルあたり14円、6から10立方メートルまでが52円、11から20立方メートルまでが71円、21から500立方メートルが119円、501立方メートル以上が136円でございます。そのほかには、一番下の行に書いてありますが、臨時用は1立方メートルあたり300円でございます。

下の附則をごらんください。この改正の施行にあたっては、施行日を平成30年8月1日としております。8月1日とし、これから4カ月の周知期間を置くことにしております。実際の新料金の適用は、10月の検針分からでございます。

次に、第8条給水負担金の改正について御説明をいたします。

ページを一枚お戻りください。49-1ページでございます。

給水負担金とは、新規に給水すると経費が増加することから、新規水道使用者と従来からの使用者との間の負担の公平を図る措置として、支払っていただく負担金でございます。

この給水負担金の統一の考え方を申し上げますと、過去の実績を鑑み、統一を検討いたしました。

お配りしているホッチキスで止めた資料の2枚目、資料2をごらんください。

資料2、口径ごとの給水負担金の新旧比較表でございます。下のほうの表に実績を書いてございます。

これは、平成24年度から28年度の5年間の実績でございますが、給水実績から

では、給水負担金の約86%が美祢地域で納められていることから、美祢地域の例により統一することとしたものであります。

上の表をごらんになってください。

上の表をごらんになれば、家庭用口径13ミリでは、右のほうですが、現行負担額と書いてあるところですが、美東地域では8万円、秋芳地域では13万5,000円でございますが、改正後の新負担額は左の「新負担額（美祢地域）」とございますが、13ミリは3万円でございます。

美東、秋芳——美東地域、秋芳地域は、どの負担金でもおおむね負担額が下がりますけれども、ただ二つ、秋芳地域の口径75ミリが1万5,000円上がり、100ミリが15万5,000円上がりますが、大口、大口径の方の給水開始による負担金徴収は、現実的にはあまりないと考えております。

そのほかに、新水道料金について説明をいたします。

一枚めくられまして、資料3をごらんください。

改正案のとおり、新料金を10月から半年間適用した、平成30年度の給水収益の予算を税抜きであげております。美祢地域、秋芳地域では、旧料金では量水器使用料がありましたが、新料金ではなくなります。

平成30年度の給水収益の予算は、3地域の合計のところをごらんください。税抜きの給水収益は3億9,649万1,000円でございます。

下の表は、この料金体系が通年となったとき、平成31年度以降の給水収益を計算したものでございます。表の下の数字は、年度ごとの有収水量予測をもとに給水収益を計算している計算表でございます。

では、資料の4をごらんください。

財政収支予測でございます。黄色に塗ったところの平成30年度から平成33年度の4年間は、今回の料金体系の算定期間でございます。先ほど計算しました給水収益を、この表に入れて収支を予測しております。

平成30年度の予算では、給水収益3億9,649万1,000円を入れてみますと、収入の合計は灰色の行をごらんください。中ほどでございます。税抜きの収入が、合計7億1,845万3,000円に対しまして、支出は下に下がられまして、7億1,845万3,000円でございます。その結果、収支は372万9,000円の純損失でございます。

31年度以降、この料金体系で収支予測をいたしますと、給水収益は有収水量の減に伴い減ってまいります。この収支でいきますと、平成31年度は2,449万円の純損失、32年度は1,727万8,000円の純損失、平成33年度は501万4,000円の純損失となる予定でございます。

水色の欄をごらんください。補填残高の推移でございますが、補填残高は4億3,000万円から4億6,000万円程度となっております。その下の企業債残高は、ふえる傾向を示しております。

では、一枚めくられまして、資料5、県内13市6町ほかの水道料金比較表をごらんください。

口径13ミリの県内各市の料金と美祢市の3地域の各料金及び新料金を比較して、県内ではどの水準になるかを表した表でございます。

まず、右の表の左の列でございます。2カ月で20立方メートル使用されたときの税込の料金でございます。美東地域の現行料金は、灰色に塗ってあるところでございますが、2カ月で20立方メートル使われたら、現在は3,780円でございます。県内の高いほうから5番目でございます。新料金では、水色のところでございますが2,937円となり、8番目に下がります。現在の秋芳地域の現行料金が2,483円で12番目、美祢地域の現行料金は2,408円で15番目でございます。

美祢地域の100%の料金を設定したのに、現行料金の15位から8位になるというのは少し疑問に思えますけれども、その理由を申し上げますと、それは基本水量制度を廃止したことによるものでございます。美祢地域、秋芳地域では10立方メートル程度を使用される方、美東地域では5立方メートル程度を使用される方が、100%を超えるようになるのに対しまして、それ以上の水量を使用される方は100%を下回るようになります。資料8に個別の料金表をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、右の表をごらんください。2カ月で40立方メートルを使われたときの表でございます。美東地域の現行料金は県内5番目、秋芳地域の現行料金は13番目、美祢地域のものは16番目でございます。新料金では4,471円で17番目に下がります。ここには書いておりませんが、60立方メートルでも同じ傾向を示し、17番目になります。

これは、県内他市の料金体系の多くが、ある程度から単価が高くなる体系になっておりまして、それが要因になっていると思います。

では、次のページを開かれて、資料6、口径25ミリ以上、近隣市との料金比較表をごらんください。口径が25ミリから上の方が、その口径の平均の水量を使われたとき、料金はどれぐらいの水準になるかというものを示した表でございます。

まず、表の見方です。25ミリを例に挙げますと、口径25ミリの方の平均使用量は2カ月で100立方メートルでございます。括弧の中が実平均値でございます。25ミリでは54立方メートル使われるのが平均ですので、2カ月にすればおおよそ100立方メートルということでございます。

水色に塗った美祢市のところを見ていただきますと、新料金では、25ミリの方が、月に——ふた月に100立方メートル使われると1万6,761円でございます。近隣市の中——県の西部でございますが、近隣市の中では下から2番目、高いほうから6番目でございます。

30ミリの使用者では、下関市、山陽小野田市、山口市、萩市は30ミリがないため比較はできませんが、5万2,401円で宇部市よりも安くなっております。25ミリと同じように、その隣の40ミリの列でございますが、40ミリの方の平均的使用では、おおよそ——水色のところでございますが、5万4,345円で、やはり5番目でございます。50ミリ以上の平均使用では、50ミリが12万5,625円、75ミリが36万5,169円となり、100ミリ、150ミリの料金も高いほうから5番目というところに位置づけるものでございます。

もう一枚おめくりください。

資料8の表でございます。資料8の表は、旧料金と新料金をまとめたものでございます。体系の違いを書いておりますので、お目通しをお願いいたします。

給水条例の改正についての説明は、以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） 今考えてるんですが、これ、条例の改正案なんですよね。それで今の説明、次長の説明では、この収支見通しについても説明があったわけですよね。それで、まだ後、予算質疑が出てきますよね。それで、どうなんでしょうかね。この条例改正案だけで、全てを議論するっていうのは、なかなか難しいところがあるんで

すが、そういうことを前提のうえで、予算の収支については、また、あとで申し上げたいというふうに思います。

で、私ども10人ぐらいで、いろいろと勉強会をしてまいりました。で、何回か議論をしてきたわけですが、当初、執行部から示された案は、料金統一と、まあ料金改定っていいですか、この2つを同時にしようというような案になっておりました。

で、しかも、その改定案には、旧美祢市を中心に、かなりの急激な料金の負担がふえるという状況が生じてくるため激変緩和措置を設けると。こういうふうな、非常に受益者にはやさしいようですが、非常にわかりにくいものになっておりました。

基本的には、私どもの勉強会で、第一段階として美祢、美東、秋芳、この3つの地域の料金統一だけを基本的に考えて、急激な受益者負担の増加っていいですか、料金の上昇を抑えたらどうだろうか。で、その次に、料金が統一された後に——これは執行部のほうでのお考えだというふうに思うんですが、適切な時期に、将来に向けての料金改定をされたらどうだろうか。大まかに言うと、そういうふうなことを、我々は話して提案をしてきたつもりでございます。

そういうことで、これ質疑ですから、ちょっとなじまないかもしれませんが、今回の料金改定にあたって、事業局としては、将来の予算措置っていいですか——に、非常に厳しい見通しをもっておられるというのは、この表には出てるわけですが、この辺をふまえて、今回のこの料金改定と今後の料金統一による改定と、将来に向けて設備投資等の状況をふまえての料金改定、これについてのお考えっていいですか、認識ってというのが、どれぐらい、どの辺で考えておられるかお聞きをしたい。

○委員長（戒屋昭彦君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 安富委員の御質問にお答えしたいと思います。

旧条例の改正ということで御説明させていただきました。合併して10年を経過しようとしている現在、3地域それぞれに差異がある料金体系をもった水道料金というのを統一しなければならないというのが、合併後の課題というふうに、重要な課題というふうに認識しておりましたが、10年経過しました。

で、やっとですけれども、平成28年度に料金審議会を設置し諮問を行い、答申を受けたわけですが、その答申については、委員言われましたように、統一を念頭においたものと、さらに今後の事業展開、施設維持に必要な適正な料金というものの2つを負うということを諮問し、答申を受けたわけです。

それで当初、審議会からの答申を大前提として、それには経過措置を——激変緩和措置を講じたわけですけれど、その答申を大前提として進めていく中で、その答申の引き上げは、改定率は18.15%ということで、かなりの住民負担をお願いするような格好になったところですが、その中で今、議会においても、政策討論会で真剣な討議をしていただきましたし、住民説明会において、3地域それぞれの住民の方からの御意見をふまえて、今回13ミリ——一般家庭の8割の方が使用されている13ミリの口径については、現行美祢地域の100パーセントの水準ということで、20ミリにつきましても、料金単価については、13ミリと同様に31円引いたという形での——結果的に107パーセントということになりますけれど、生活用水として利用されている一般家庭の方には、今回は過大な負担は求めないという形で改定率を——全体の改定率を102.3パーセントとしたところです。

この改定によりまして、先ほど予算のほうとの絡みもありますけれど、収支予測をしたところ、平成30年度を含めてこの改定では、純損失が継続していくというような将来予測を立てざるを得ないような状況となっております。

その中において、水道の使命であります、安全・安心な水、そして強靱な施設、そして、蛇口をひねればいつでも水が出るという、持続可能な水道施設を維持していくために、その施設維持管理費っていうのが、膨大なものが、今後想定されております。

新たに浄水場の建て替え更新とかもありますし、秋吉岩永地区への硬度低減化の事業もありますので、そういう建設事業、さらには維持費用につきましても、必要な額が——今後、相当な額が想定されるという考えでおります。

したがいまして、その点を含めまして、必要な所要額——事業に必要な所要額を今後の料金——今回の改定は、まず統一に主眼をおいたということで、まず一步の改定だというふうに——料金改定だと思っております。

今後、先ほど申しました必要な所要額等を確保するために、適当な時期に、この答申としていただいた18.15パーセントの改定率に近い改定を今後の課題として考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 安富委員。

○委員（安富法明君） そうですね。先ほども言いましたように、どうしてもうまく予算との区切りをするっていうのは難しいんですが。またあと、予算審議のときに申し

上げますが。

もう一つだけ、市民の皆様方が気にするって言いますか、どうして今なのっていうふうな、今の時期なんですかっていう間いがあるんじゃないかっていうふうに思うわけです。

それで、先ほどの答えにもありましたけれども、合併時に、一つのまちになるんだから水道料金についての統一をしましょうっていう約束がありましたよね。まあその後、実は一つの市と二つの町——町のほうは特別会計でやっておりました。ということは、統一をするためには、会計の平準化っていいですか、会計を統一しなきゃいけないために、資産の洗い直していいですか、見直しとか評価を新しくしなきゃいけないとあって、いろいろな苦労があったというふうに思うんですが、その辺の、今になった理由について、執行部のほうから説明をしておいていただきたいというふうに思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 安富委員の御質問にお答えしたいと思います。

合併して10年を経過した今になってやっとという、そういう地域住民の方の思いがあるんじゃないかというふうに、御質問の中から、ちょっと感じたわけですけど。

委員申されましたように、会計が、美祢地域は従前から公営企業会計、美東、秋芳地域は特別会計ということで、会計統合をまずしなければ、料金の統一も難しいということで、合併後、速やかに会計統合に向けての調整は行い、平成23年度に会計は統合することができ、美祢市の水道事業会計として一つのものになりました。

その後の要因としては、さまざまな事業計画等がありまして、一つには美東の硬度低減化の事業がありましたし、現在進行しております、秋芳地域の硬度低減化に対する事業がありまして、この秋吉地区の硬度低減化事業にかかわる事業手法について、いろいろ議論を重ね、第1案から第3案まであったところ、第4案をさらに追加して検討した結果、現在考えてるように、美祢地域の祖父ヶ瀬浄水場から秋吉地区に、硬度低減化した水道水を供給するということに、26年度に議会も含めて意思決定がなされたという状況でございました。

平成27年度になりまして、料金改定に向けての下準備といいですか、調整を行い、28年度に料金審議会を設置し、審議会において議論していただき、29年4月に答申を受けて、また約1年近くかけてその精査を行い、議会でも御議論いただき、住民

説明会等も行い、今回の3月議会での提案に至ったというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野副委員長。

○副委員長（猶野智和君） 今の安富委員と管理者のあいだの話を、かなりシンプルにして、もう一回同じ内容になると思いますけど聞きたいと思います。

今回の案というのは、去年、住民説明会、何度か開かれてると思いますけど、その内容とは大きく変わったということでもいいのかどうか、1点。

それともう一つは、先月、議員の政策討論会を開いたというところで、ちょうど竹岡委員がそのときに一つの試案を出されて、そのときに、まずは旧1市2町の料金統一をまず第一に、というような案を出されたと思います。今回、そのときの考えを大きく取り入れたものになっているのかどうか、この2点をお聞きします。

○委員長（戒屋昭彦君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 猶野副委員長の御質問にお答えいたします。

昨年10月に市内各公民館単位で、13地区13回の住民説明会を行いました。住民説明会でのベースとなるものは、あくまでも料金審議会からの答申を説明させていただきました。しかしながら、その中で激変緩和措置についても、あわせて説明をさせていただいておりますけれど、各地区での住民説明会の中で、「本日、御説明した答申案並びに激変緩和措置等について、最終的なものではない。今後さらに調整する可能性があり、料金としては変わる可能性があります」ということは説明しております。

もう1点の御質問ですけれど、さきの政策討論会で、我々は――執行部側としては、討論会に参加しておりませんですけれど、MYT等含めまして情報を得たところによりますと――ことをふまえて、議会の御意向として提案されたものに、おおむね近い形で、今回我々も議案として提出させていただいているものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと、1点ほどお尋ねしたいと思うんですが、13ミリを使ってるのは、美祢地域では80パーセント以上ということをお聞きしたんですが、聞き漏らしたかもしれませんが、13ミリの中で1カ月の使用量、大体どの辺が一番

多いんですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 答申のときに資料を提出しておりますけれども、13ミリの平均使用量は、2カ月当たり32立方メートルほどでございます。ひと月に直せば16立方メートルほどでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 基本的には、猶野副委員長もおっしゃったように、我々議会の中で討論会をしまして、それに近いような考え方がありますので、別に反対する気持ちはありません。

ただ一点だけ、10年経過したと、この統一のためにおっしゃったんですが、一つは23年に会計統合と、それから二つ目は、軟水化を26年に意思決定したと。その前に新会計の変更はなかったですかいね。あれがあったために、また1年遅れたと思うんですよ。ですから市民の皆さんに、なぜ10年かかったかというのは大きく3点、私はあるとはみてたんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えします。

会計の移行というのは、ただいま竹岡委員が言われたように、まず、平成23年度に特別会計を企業会計に統合しております。平成26年度に会計制度の移行がありまして——変更がありまして、26年に、ただいまの新会計制度に移行しているところでございます。

軟水化の事業も26年度あたりですね、併行して討論といいますか、方向性を定めております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第49号を採決いたします。本案に

ついて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後2時22分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。

この際、先ほど執行部のほうから申し出がございましたので許可いたします。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 午前中、最後の議案第44号に関する私の説明におきまして、一部誤りがありましたので訂正させていただければと思います。

議案書の44-2ページの中段、それから参考資料の39ページの中段でございます。

国民健康保険税の介護納付金の世帯別平等割額の改定額につきまして、8,000円から5,400円と説明いたしましたが、正しくは、8,000円から6,400円ですので、お詫びして訂正させていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは次に、議案第50号美祢市水道新設事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 議案第50号美祢市水道新設事業分担金条例の一部改正についてでございます。御説明をいたします。

議案書は50-1ページ、参考資料は57ページでございます。

このたびの条例改正は、給水条例の改正により、水道料金及び給水分担金の統一をする折に、各地区でさまざまであった水道新設事業の分担金についても統一をするものでございます。

参考資料の57ページをごらんください。

新旧対象表の左側、第3条、分担金の総額の旧制度をごらんください。

1号でございます美祢地域、秋芳地域においては、水道の拡張事業をするときに、工事の負担金として分担金をいただいております。

1号でございます美祢地域では、事業費の10分の40の分担金、2号秋芳地域では、100分の30の分担金でございます。

このたび、分担金の統一ということに当たり、水道料金審議会に答申をしていただいたものでございますが、右側の改正文をごらんください。

新設分担金は、旧美祢市の例により、100分の40に統一するものでございます。では、100分の40に統一する考え方を御説明をいたします。

まずはじめに、新設事業の状況を申し上げますと、美祢地域では、水道の給水地区の拡張として、国庫補助事業であります水道未普及地域解消事業を進めております。平成22年度までは、於福町の岡田地区に給水地区を拡張し、平成23年度から平成27年までは於福下地区に上水道を拡張したところでございます。平成28年度からは、於福町田代地区に未普及地域解消事業を行っているところであります。

また、秋芳地域の状況を申し上げますと、水道普及率はほぼ100パーセントになっておりまして、これ以上の拡張はありません。

一方の美東地域では、長いあいだ、未普及解消事業は行なわれておらず、給水地区拡張の要望もないことから、水道の拡張はほぼ終わっていると解されます。

このような各地域の状況から、拡張事業を行っているただ一つの地域であります美祢地域の例により統一をし、分担金を100分の40に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第50号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第18号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第18号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

それでは、予算書の13ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億7,517万3,000円と定めるものでございます。

はじめに、平成30年4月からの制度改正及び税率改正について、概要を御説明いたします。

このたび、国の国民健康保険事業の制度改正に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となりますけれども、これに伴い、今後は都道府県が市町村ごとに事業費納付金を決定した上で、市町村ごとの標準保険料率を算定いたします。

本市におきましても、県が提示する事業費納付金を納めることとなるため、県が示す賦課方式及び標準保険料率に基づき保険税を賦課するものであります。

具体的な内容といたしまして、保険税の賦課方式については、先ほども御説明いたしましたけれども、資産割を廃止することによりまして、県の示す、現在の4方式から3方式へ改正し、賦課割合につきましても、応能割であります所得割の税率を8.3%、応益割であります均等割、平等割額につきましても、県の提示する税額に基づいて改正しております。

その結果、当初予算では、国民健康保険基金からの繰り入れは2,000万円生じておりますけれども、本市における一人当たりの国民健康保険税額は前年度比で1,072円、約1.1%の減少となっております。

以上の内容を考慮し、平成30年度の予算を編成しております。

それでは、まず歳出から御説明いたします。

予算書の412、413ページをお開きください。

最初に、1款総務費・1項総務管理費につきましても、国保事業運営上の経常経費である人件費、事務費を計上しておりまして、合計で6,379万3,000円となっております。

次のページ、414、415ページをお開きください。

下段の2款保険給付費ですが、416、417ページまでの1項療養諸費につきましては、前年度比で減少しておりますけれども、これは実績及び給付費の伸び率等に基づき算定した結果で、合計が23億5,509万円を計上しております。

また、特定財源につきましては、このたびの制度改正により、これまでの国庫支出金や社会保険からの交付金等が県の一括取りまとめとなることから、ほぼ全て保険給付費等交付金として県支出金として支払うこととなります。

続きましては、416、417ページの中段、2項高額療養費です。

高額療養費は、1カ月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたとき、その超えた分を支給される制度でございますが、これにつきましても、実績及び療養費の伸び率等に基づき算定しております、前年度と比較して減少しております。合計が3億8,087万4,000円を計上しております。

また、特定財源につきましては、全額が県支出金となっております。

続きまして、420、421ページをごらんください。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、まず、この費目の内容を御説明いたしますと、これは、制度改正によって新たに登場した納付金でございます。

制度改正後、都道府県が財政運営の主体となる上で、最も重要な要素の一つでありますけれども、都道府県は医療給付費の見込みを立てた上で、それぞれの医療費水準及び所得水準を考慮し、市町村ごとに納付額を決定し、各市町村はそれを都道府県に納めることとなります。そして、都道府県からは療養給付に要する費用を全額、市町村に交付金として支払うというシステムになります。

それでは、420、421ページの説明に戻りますけれども、1項医療費納付金分は、一般及び退職分の総額5億6,441万円、2項後期高齢者支援金等分は、一般及び退職分の総額1億5,846万円、3項介護納付金分は4,690万9,000円を計上しております。

これは、いずれも県の算定によりまして、各市町に提示された金額となっております。

続きまして、422、423ページをお開きください。

4款・1項、ともに共同事業拠出金の中で、2段目、高額医療費共同事業拠出金、3段目、保険財政共同安定化事業拠出金、及び4段目、その他共同事業事務費拠出金ともに、制度改正により県への移管が行われておりますので計上しておりません。

続きましては、426、427ページをお開きください。

ページの中段ですが、7款諸支出金・2項繰出金ですが、直営診療施設勘定繰出金として、4,000万円を計上しております。

これは、国民健康保険診療施設である美東病院の総合医療システム導入事業に係る経費の助成で、電子カルテシステムの導入に係る経費に充てるものでございます。

特定財源としまして、県支出金を同額計上しております。

続きまして、428、429ページをお開きください。

上段、款・項ともに後期高齢者支援金等、中段、款・項ともに前期高齢者納付金等及び430、431ページ、款・項ともに介護納付金でございますが、制度改正により、県への移管が行われておりますので計上しておりません。

続きまして、歳入に入りますが、まず、制度改正による歳入費目の大まかな変更点といたしまして、これまで市町村の特別会計に直接入っておりました療養給付費負担金、調整交付金等の国庫支出金及び社会保険支払基金からの前期高齢者交付金等は、改正後は全て県の歳入となるため、今後は保険給付費等交付金を県支出金として、市町村に支払うこととなっております。

それでは、歳入を御説明いたします。

400、401ページをお開きください。

1款・1項、ともに国民健康保険税です。

これは、冒頭で御説明いたしました改正後の税率等をもとに算定し、平成29年10月時点の賦課状況を参考にしております。

現年度分の収納率については、特別徴収では100%、普通徴収では一般被保険者分92.7%、退職被保険者等分については99.0%を見込んでおります。

滞納繰越分につきましては、一般被保険者分・退職被保険者等分ともに、収納率を15.7%として算定しております。

一般被保険者は、先ほど申しました5,711人を見込み、一般被保険者国民健康保険税として5億3,610万6,000円、退職被保険者等は103人を見込み、退職被保険者等国民健康保険税として1,289万8,000円、次のページをお開きください。合わせて5億4,900万4,000円、平成29年度と比較し、1,887万2,000円の減額となっております。

これは、税率改正以外にも、被保険者の減少と市民所得の低迷の影響を受け、減額

となるものでございます。

続きまして、3款県支出金・1項県補助金ですが、この中の1目保険給付費等交付金が改正後の新たな交付金として追加されており、27億9,523万7,000円を計上しております。

保険給付費等交付金は、普通交付金と特別交付金で構成されており、大半の27億1,624万1,000円を普通交付金として保険給付費に充てており、残りを特別交付金として保険事業費及び諸支出金に充てております。

また、その下の財政調整交付金、下段の項県負担金・目高額医療費共同事業負担金及び404、405ページ上段の特定健康診査等負担金につきましては、改正後、保険給付費等交付金の中へ吸収されております。

続きまして、同じページの下段ですが、5款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金として、3億1,037万7,000円を計上しております。

これは、一般会計からの繰入金で、国、県が示す制度基準内のものでございます。

続きまして、406、407ページをお開きください。

5款繰入金・2項基金繰入金・1目国民健康保険基金繰入金として、平成30年度は2,000万円を計上しております。

これは、国保税及び公費の不足分として計上するものでございます。

続きまして、408、409ページをお開きください。

中段からになりますが、款国庫支出金、次の410、411ページ、款前期高齢者交付金及び下段の款共同事業交付金につきましては、平成30年度から県への歳入となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明でわからないことが多いんですけど。説明があつたかもわかりませんが、国保の歳出の部ですが、後期高齢者支援金が28年度の決算額より……（発言する者あり）ページはわかりません。30年度予算のほうが、ちょっと約2分の1になっています。その下の介護納付金についても約半額となっていますけど、これの理由は何だったのでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員、今、執行部もどこのページで、どの部分という

のを言っていたかかないと。今、28年とおっしゃいましたよね。

○委員（三好睦子君） 28年の実績です。29年は、ちょっとまだ決算が出てないので。（発言する者あり）30年度予算に比べてです。30年度予算が28年の決算より2分の1になっているけど……。ページですか。自分で表をつくったんでわかりません。

○委員長（戒屋昭彦君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問ですけれども、30年度はその費目はありませんので、29年度にあった費目で後期高齢者支援金介護給付金というのがありましたので、そのことでの御質問だと思います。

平成29年度までは、歳出予算に計上しておりました後期高齢者支援金、それから介護給付金につきましては、30年度からは国民健康保険事業費納付金といたしまして、県に納付することとなっております。

それで、今年度まで、平成29年度までに市町村ごとに運営を行っていたために、国庫支出金、それから県支出資金によって、先ほど2分の1と言われましたけれども、2分の1の財源の措置を受けておりましたけれども、今後は県が財政運営の責任者となって、これらの国庫支出金等は、県に対して今後は交付されることとなりますので、県により事業費納付金の算定に当たっては、これらを差し引いた額について算定されまして、算定された納付金額を各市町村が県に事業費納付金として納付するというシステムになっております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） わかりました。ページ数がわかりました。15ページなんですけど、これを見てから数字を拾いました。事情はわかりました。何ページかと言われたので、この15ページの支出の欄で数字を拾いました。

中ほどに、後期高齢者支援金分と介護納付金がありましたので、ちょっとお尋ねしました。県にいったということで、事情はよくわかりました。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第18号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡田施設課長。

○施設課長（岡田健二君） それでは、議案第20号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を御説明いたします。

本特別会計は、秋吉台地域と広谷地区の良好な自然環境を保全するための地域し尿処理施設を管理運営する会計でございます。

一般会計特別会計予算書27ページをお開きください。

第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3,609万7,000円と定めるものでございます。

予算書473ページからになります。

歳出から御説明します。480ページをお開きください。

1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費1,692万9,000円、前年比364万1,000円の増で、主なものとして、右ページ説明欄002一般管理業務の中の業務委託料1,161万5,000円を計上しております。

これは、現在の施設が供用開始後44年を経過しており、管路と終末処理場の施設更新をするための事業計画策定業務でございます。

次に482ページ、2項維持管理費・1目処理場管理費1,896万8,000円で、前年比503万8,000円の減でございます。

右ページ説明欄001、上から4段目修繕料の500万円で、主なものとして、処理場施設の制御盤及び警報装置等の修繕でございます。

次に、歳入でございますが、478ページをお開きください

1款分担金及び負担金・2款使用料及び手数料は前年と同額、3款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金2,468万8,000円で、前年比108万8,000円の減でございます。

2目観光事業特別会計繰入金508万8,000円で、前年比30万9,000円の減でございます。

4款諸収入・1項雑入は同額でございます。

475ページをお開きください。

歳入合計3,609万7,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、これより議案第20号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 議案第21号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして御説明をいたします。

予算書は33ページでございます。

美祢市住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ151万5,000円と定めるものであります。

まず、歳出から御説明をいたします。

予算書の496、497ページをお開きください。

1款住宅資金貸付費でございます。

これは、今日では貸付事務はございませんので、償還事務に係る経費で、9万7,000円計上しております。特定財源として、県補助金6万9,000円、諸収入2万8,000円を見込んでおります。

次に、2款公債費・1項公債費・1目元金及び2目利子は、それぞれ総務省への償

還金であります。元金、利子合わせて88万6,000円計上しております。特定財源といたしまして、諸収入88万6,000円を見込んでおります。

次に、3款予備費といたしまして、53万2,000円を計上しております。特定財源として、諸収入53万2,000円を見込んでおります。

続きまして、歳入を御説明いたします。

予算書494、495ページにお戻りください。

1款県支出金・1項県補助金・1目住宅資金補助金でございます。

これは、償還推進助成事業県補助金でありまして、補助基準額の4分の3の6万9,000円を見込んでおります。

次に、2款諸収入・1項貸付金元利収入・1目住宅資金貸付金元利収入であります。144万6,000円見込んでおりまして、資金貸し付けに伴う償還金であります。

なお、現在の対象者及び貸し付け件数は、対象者8人、貸し付け件数は13件であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第21号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡田施設課長。

○施設課長（岡田健二君） 議案第22号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を御説明いたします。

一般会計特別会計予算書39ページをお開きください。

第1条歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2億411万9,000円と定めるも

のでございます。

予算書の499ページからとなります。

主な事業について御説明いたします。

502ページをお開きください。

最初に歳出でございますが、1款農業集落排水事業費1億971万7,000円、2款公債費9,410万2,000円、3款予備費30万円で、歳出合計2億411万9,000円でございます。

主なものといたしまして、508ページをお開きください。

1款農業集落排水事業費・1項農業集落排水事業費・1目一般管理費2,763万4,000円で、右ページ、説明欄002一般管理業務の中の業務委託料でございますが、これは、別府地区の処理場施設の機能強化整備により、施設の長寿命化を進めるための調査、計画をする費用及び農業集落排水特別会計を公営企業会計に移行するための調査業務の費用として、委託料1,066万円を計上しております。

次に510ページ、2目施設管理費8,208万3,000円を計上しております。

主なものといたしまして511ページ、説明欄001維持管理事業の中の光熱水費1,318万7,000円、修繕料1,654万2,000円を計上しております。

次に、歳入でございますが、501ページをお開きください。

2款使用料及び手数料4,239万円、3款国庫支出金240万円、これは歳出で御説明いたしました長寿命化計画の補助でございます。

4款繰入金1億5,341万円で、前年比556万2,000円の減でございます。歳入合計2億411万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第22号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第23号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の45ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億4,223万5,000円と定めるものでございます。

はじめに、予算編成にあたっての概要について御説明申し上げます。

平成30年度は御存じのとおり、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする、第7期介護保険事業計画の初年度に当たる年となります。

地域包括ケアシステムの強化のための、介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴う介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域における支え合いの取り組み、高齢者が健康で安心して暮らせる仕組みづくりなど、団塊の世代が75歳以上になる平成37年に向けた地域包括ケアシステムの段階的な構築、更には、団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52年を見据えた対応が求められております。

第7期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの深化・推進を核として、高齢者が潤いと活力に満ち、安心して暮らせるように、諸施策を展開することとしております。

平成30年度予算は、第7期介護保険事業計画において見込んでおりますサービス給付費や事業量に基づき編成しているところでございます。

それでは、歳出の主な内容について御説明いたします。

予算書の532、533ページをお開きください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費において、620万9,000円増の5,777万3,000円としておりますが、これは、パンフレット等の印刷物の改訂経費や、平成30年度の制度改正に伴う電算システムの変更経費等の計上によるものでございます。また、住民情報系システム借上料、要介護認定支援システムの保

守委託料の計上によるものです。

また、次のページになりますが534ページ、3項介護認定審査会費・1目介護認定審査会費においては、216万4,000円減の688万1,000円としておりますが、これは介護認定審査会開催日数の減によるものでございます。

また、次の536ページになりますが、4項推進委員会費においては、計画策定業務や計画書印刷費の減により、169万5,000円減の32万9,000円としております。

次に、2款保険給付費につきましては、536ページから545ページにかけて掲載しておりますが、第7期介護保険事業計画における施設・居住系サービス及び居宅サービスの事業量の見込みをもとに算定しました給付費の見込みにより、予算を計上しております。

要介護認定者を対象といたしました給付費である、1項介護サービス等諸費につきましては、540ページの一番下になりますが、28億8,877万8,000円を計上しております。

また、要支援認定者を対象といたしました給付費であります、2項介護予防給付サービス等諸費につきましては、544ページの中段下になりますが、7,853万3,000円を計上しております。

その他の給付費と合わせますと、保険給付費として、対前年比3,592万8,000円増の31億9,858万3,000円を計上しているところでございます。

保険給付費の中で、大きく変動があるものを御説明いたします。536ページに戻りください。

1項介護サービス等諸費・1目居宅介護サービス給付費で2,686万1,000円の減となっておりますが、主には訪問介護の減が影響しているところでございます。

また538ページ、3目地域密着型介護サービス給付費においては、1,465万1,000円の増としておりますが、これは、地域密着型介護老人福祉施設の給付費減はあるものの、それ以上に地域密着型通所介護が増となったことに伴うものでございます。

また、同じページですが、2段下になりますが、5目施設介護サービス給付費にお

いては、1億465万9,000円の増となっておりますが、これは、第7期に創設されます介護医療院に係るサービス費が影響しております。

次に542ページ、2項介護予防サービス等諸費・1目介護予防サービス給付費において、4,696万2,000円の減となっておりますが、平成29年度に総合事業を開始したことによりまして、平成30年度から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が全面的に総合事業に移行することになりますので、このサービス給付費が大きく影響しているところでございます。

次に550、551ページをお願いします。

3款地域支援事業費についてですが、地域支援事業費につきましても、保険給付費と同様に、第7期計画における事業量の見込みをもとに予算を計上しております。

1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、総合事業に係る事業経費となりますが、サービス事業費とケアマネジメント事業費を合わせまして、2,888万7,000円増の7,436万2,000円を計上しております。

これは、平成29年度からの総合事業の開始に伴い、要支援の方等の訪問介護・通所介護に係る事業費をこの費目で処理することとなりますが、平成30年度から完全移行となるところが影響しているところでございます。

次に、2項一般介護予防事業費についてですが、対前年度比265万円減の140万1,000円としております。

これは、説明欄002地域介護予防活動支援事業において、これまで、地域住民グループ支援事業補助金を計上しておりましたが、介護予防に大きく寄与されている運動系のグループを除き、一般会計の老人福祉費に移行し支援することとしております。

地域支援事業費については、対象事業が国の要綱で定められているほか、上限額についても定められているところでございます。このたび、地域住民グループを一般会計で支援することといたしましたのは、国の要綱において、毎週活動することが求められていることから、これに該当しないグループについて見直しを図ったところでございます。

次に、3項包括的支援事業・任意事業費についてであります。この事業の中でも、先ほどと同様に見直しを図っております。

1目介護予防支援事業費においては、1,808万1,000円減の719万3,000円を計上しておりますが、これまで、この費目内で、地域包括支援セン

ターで介護予防に携わる職員の人件費を計上しておりました。人件費につきましては、そのほかに、次のページになりますが、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費においても計上しておりました。この1目での人件費は一般会計からの繰入金、2目での人件費は国・県の対象経費分として、分けて計上していたところでございます。

このたび、第7期計画策定に当たりまして、国の要綱の洗い出し、他市との比較等、見直しを図ったところ、地域包括支援センターの経費について、介護予防支援事業所としての経費を除き、全てが国・県の対象経費となることが確認できたところでございます。

先ほど説明しましたとおり、地域支援事業費には上限額が定められていることとあわせ、制度の見直しにより一般会計に移行せざるを得ないものがある中で、より効果的に国・県からの支援が受けられる事業割り振りを模索したところ、このたび、事業の部分移行等を行ったところでございます。

その結果、先ほど説明しましたとおり、人件費の統合により、1目介護予防支援事業費では1,808万1,000円の減、一方、2目包括的・継続的にケアマネジメント支援事業費では1,955万9,000円の増となったところでございます。

次に556ページ、3目任意事業費についてですが、対前年度1,933万5,000円減の652万8,000円を計上しております。

大きく変わったところでは、説明欄002家族介護支援事業において、家族介護用品支給事業を実施しておりましたが、制度見直しにより、一般会計に移行し事業を拡充したところでございます。

また、006緊急通報体制等整備事業については、これまで一般会計における事業としておりましたが、全ての利用者の方がセンター方式に移行できたことから、このたび、地域支援事業の中で対応することとしております。

一方、これまで配食サービス事業を任意事業費の中で対応しておりましたが、上限額の関係から、一般会計に移行し対応することとしております。対前年度比で大きな額となったのは、この配食サービス事業の移行が大きく影響しているところでございます。

次に、4目在宅医療・介護連携推進事業費については、対前年度比111万8,000円増の132万円を計上しております。

これは、当該事業で国が求める相談窓口について、医療分野、介護分野の両面において、幅広い連携と情報を有する美祢市訪問看護ステーション内に相談窓口を設置することとしており、この相談支援事業に係る委託料が影響しているところでございます。

歳入につきましては、歳出で御説明いたしました保険給付費や事業費に、国や県、支払基金、保険料等のそれぞれの負担割合に基づき計上しているところでございます。

なお、第7期からの第1号被保険者の保険料負担割合は、第6期の22%から23%に引き上げられております。

説明については以上となります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） お聞きしたいんですが、制度の見直しやら何やらで、ちょっとわかりにくかったんですが、先だってですね、予算委員会の中で、市長を交えての総括質疑の中で、40.2ですか、65歳以上の方が本年の1月末には達したという話が実はありましたよね。

その中で、一般会計のときに、そうしたお年寄りに対して新規事業、重点事業、あるいは拡大された事業、それから認知も含めてお尋ねをしましたら、介護保険事業だとか、ほかの面でちゃんとしてあるという答弁があったんですよね。どこに、それがあるかを教えていただきたいんですよね。

○委員長（戒屋昭彦君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの竹岡委員の御質問につきまして、少し確認をさせていただければと思うんですが。

65歳以上の方がふえられる中で、新規事業が計上があるのかどうかという意味合いでございますか。（発言する者あり）特別会計の中で、拡充についての事業といたしましては、先ほど申しました。大きくは、例えば556ページ最後の説明でさせていただきました、在宅医療介護連携推進事業の中の相談窓口の設置とか、そういった小さなものにつきましては、部分的に新たに取り組むというようなものはございます。言われる部分で大きく、目新しく変わっているというところについては、大きくはございません。小さく拡充をしながら、対応させていただいているというような事業展開を現状としております。

なお、国からも色々な事業を求められておりますので、その部分については、整理させていただきながら、対応させていただいているところでございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 議案説明だったのか、施政方針だったのか、よくわかってませんが。

今、美祢市の65歳以上の高齢化が40.2%になりましたと言われたんですよ。にもかかわらず、一般会計でも、いわゆる人材育成ですかね、その事業が一点しかなかったんです。これも介護施設に携わる方の、できれば人材確保したいと。これは国も言っているわけですから、それに乗られたことは、私は評価したんですが、それ以外に、お年寄りに対してはないよと申し上げたんですが。じゃ、市長は嘘の答弁をされたということですか。もうあれ以上、聞かれなかったんですよ、あそこで。他の会計にありますと言われたから。それで、きょうまで待ってたわけです。

今言われるように小さなことはある。人口の40%以上がお年寄りなんですよ。それに対して、市は何の策も重点施策もない、新規事業もない。私は少し、ちょっと偏った——バランスがとれてないんじゃないかなという気がします。

これ以上、今言っても、もう答弁された方がいらっしゃらないんで仕方がないんですから、結構です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明の中で、政府が進めているんですが、市が自立支援や重度化の防止など、実績評価で交付金を出すというのですが、その取り組みは、先ほど説明があった553ページの対応のようなことでいいんでしょうか。

この中に老人クラブとか、これは老人福祉のほうでとか——老人福祉のほうへまわったということなんですが、この交付金は、サロンとか老人クラブとか、自主的なグループが活動をした場合に、活動支援があるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問の中で、冒頭申されたのが、自立支援の取り組みという話を少しされて、交付金の関係のお話であると受け止めさせてもらってよろしいですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 交付金というのは国からいただけるのと、また、今のこうした

取り組みをした場合に、各グループのほうにくるっていう二つの道があるんでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 少し整理させていただきますと、このたび、法改正に伴いまして、自立支援や重度化防止の実績評価をもとにして、国のほうから国費全体で約200億円を使った、俗にいうインセンティブ交付金というものが、今回制度化されることになっておりまして、200億円部分を都道府県分が約10億、残りの部分を各市町という形で、交付金を支出していくというような事業展開を国のほうが計画されております。

その取り組みの内容につきましては、この3月の頭に、平成30年度分の交付金の評価指標というものが、国のほうから情報が私どものほうに届きまして、今現在、その中でどの部分について、今後美祿市で取り組んでいけるのかということをご精査させていただいておるところでございます。

一方、先ほど言われました552ページ、553ページに係る地域介護予防活動支援事業、これにつきましては一般的な地域支援事業、これまで言うならばサロンとかですね。そういった活動をされる方々、団体に対しまして、補助金を支出していたものでございますが、これとはまた別のものだということでご捉えていただければと思います。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 介護保険を利用する場合、65歳以上の方は、利用者の負担が見直しがあるように聞きましたが、前年度の所得が344万以上は、8月から3割になるんでしょうか。現役並みの所得でなくても、一軒の家に課税の方がおられれば、高額介護費が引き上げられるのでしょうか。

現在3万7,200円ですか、それが4万4,000円に引き上げられるように思うんですが。調べたところなんですけど、そのようになるのではないかなと思うんですが。こうした負担が重くなるのでしょうか。それについて、また緩和措置とかあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 制度のあり方の部分であろうと思います。

まず、負担割合の判定のところを少し詳しく説明させていただきますと、第1号被保険者の方、本人の合計所得金額は160万円未満の方については、1割負担になります。本人の合計所得金額が、160万円以上220万円未満の方で、同一世帯の1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円未満の方、2人以上の場合は、346万円未満の方は同じように1割負担、それ以外の方は2割負担となります。

で、もうひとつ区分がございまして、本人の合計所得金額が220万円以上の方で、そのうちの同一世帯の1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で340万円未満、または、2人以上で463万円未満の方は2割負担ということになりまして、それ以上の方が3割負担ということになります。

それと、もう一点ですね、言われてました部分ですが、利用者負担金の高額介護サービス費のところですか。区分が一般の方であれば、先ほど三好委員言われましたように高額介護費、これまでは3万7,200円が、平成29年8月から4万4,400円、月額の高額が高くなっております。言うなれば、少し自己負担上限額が上がったということになります。

一方で、3年間の時限措置となりますけれども、年間の上限額というものが片方あります。3万7,200円の方、12カ月を同額で支払われますと44万6,400円ということになるんですが、この3年間につきましては、44,400円になられた方についても、上限額変わらず44万6,400円という、1年間分の上限額が変わっておりませんので、その辺が制度として変わっているところになります。

これについては、先ほども申しましたが、平成29年8月から制度移行しておるところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） もう一点、緩和措置があるかということの質問があったと思います。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 緩和措置につきましては、最後に少し申させていただきましたが、年間の上限額の設定の部分としまして、本来であれば4万4,400円かける12カ月という部分になるものが、3年間の時限措置として3万7,200円のとくと同額の44万6,400円という上限額設定がされているというところが、緩和措置と捉えていただく部分になろうかと思っております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この介護保険制度に反対いたします。

今の2割でも本当に大変なのに、これが3割負担になる。所得に応じた保険料、必要に応じた給付が介護保険の理念です。3割負担は導入するべきではないと、意見を述べて反対意見といたします。

○委員長（戒屋昭彦君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戒屋昭彦君） 挙手多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第24号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の51ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8,945万8,000円と定めるものでございます。

はじめに、保険料の改定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに各都道府県の後期高齢者医療広域連合において見直すもので、平成30年度は保険料の改定の年となります。

山口県の保険料は2年間の被保険者数、医療費等の見込み、また剰余金、基金積立金の活用により算定しており、平成30年度、31年度の所得割率は10.28%、均等割額は5万2,444円となり、平成28年度、平成29年度と比較しまして、所得割率で0.24ポイントの減、均等割額で54円の増となります。また、賦課限

度額についても、現状の57万円から62万円に改定となります。

なお、後期高齢者医療制度には保険料の軽減制度がありますが、軽減適用後の1人当たりの平均保険料は7万1,702円で、保険料改正前と比べまして2,288円の増額となります。

次に、制度改正について説明いたします。平成30年度では、次の2点が改正されます。

まず1点目、保険料軽減基準の見直しでございます。

これは、経済動向等を踏まえ、低所得者の負担軽減を図るため、保険料の均等割額を軽減する基準の見直しが行われますが、このたびの見直しは、軽減判定所得において5割軽減における被保険者数に乗ずる額が27万円から27万5,000円に、また、2割軽減における被保険者数に乗ずる額が49万円から50万円に改正となり、これによって保険料の軽減対象者が拡大されます。

2点目としまして、保険料軽減特例の見直しでございます。

その1としまして、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減基準が、7割から5割に見直されます。また、その2としまして、所得割額の軽減特例を受けている方の所得割額の軽減が、2割から軽減なしに見直されます。

以上の内容を踏まえまして、山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、平成30年度の予算を編成しております。

それでは、まず、歳出から御説明いたします。

予算書の580、581ページをお開きください。

歳出の主なものについて、御説明いたします。

2款・1項・1目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

これは、後期高齢者医療保険料3億3,441万1,000円を初めとして、総額で4億8,160万8,000円、対前年度比1,591万7,000円の増となっております。これは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

576、577ページをお開きください。

1款・1項ともに後期高齢者医療保険料でございます。

合計額3億3,440万8,000円、前年度比で802万7,000円の増となっております。

1目特別徴収保険料として2億4,117万6,000円、2目普通徴収保険料として、現年度分滞納繰越分を合わせ9,323万2,000円を計上しておりますが、これは広域連合からの通知に基づき計上しているものです。

続きまして、3款国庫支出金・1項国庫補助金・1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、109万6,000円を計上しております。

これは、平成31年度に実施予定の制度改正に係る電算システム改修に伴う国庫補助金でございます。

続きまして、4款繰入金・1項一般会計繰入金1億5,215万5,000円を計上しております。

1目事務費繰入金2,101万4,000円の内訳は、後期高齢者医療広域連合からの事務費負担金と、本市の後期高齢者医療事業一般会計からの事務費となっております。

また、2目保険基盤安定繰入金1億3,114万1,000円は、歳出の保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど説明がありました軽減特例についてお尋ねいたします。
2割軽減について、対象者が拡大されたと言われましたが、この制度は平成30年は、もう軽減がなくなるのではないのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

軽減制度についての御質問であろうかと思えます。このたび、見直しが行われております特例措置でございますけれども、本来、こうした軽減措置に、さらに上乗せをして軽減を行っているというものでございまして、制度が発足した際、保険料負担の急激な上昇を抑えるために設けられたものという前提がございまして。

それで、制度発足から既に10年が経過しておりますので、平成29年度をもちまして、この特例制度は終了し、平成30年度からは、制度本来の算定額の算定等となるわけでございます。

それで、このことによりまして、若年層の方々からの保険料や税金によって支えら

れてる後期高齢者医療制度を、将来にわたり持続可能なものにしていくということとなります。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 若年層の方に負担が軽くなるっていうような話だったと思うんですが、平成30年度からは、また新しい軽減策があると言われましたでしょうか。それは若年の方だけ。75歳はどうなんですか。済みません。よく意味がわからなかったです。

○委員長（戒屋昭彦君） 今の質問でおわかりになりましたでしょうか。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問ですけれども、若年層だけの保険料軽減といたしますか、それらを軽減すると、若年層の方だけの軽減になっているかという御質問でしょうか。済みません。ちょっと、再度お願いいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私も、ちょっと今言われたことが、あんまりよくわからなくて、平成30年からこの軽減策、特例はなくなるって思うんですけど、それにかわって何かあると言われたように思ったんですが、その内容についてお尋ねいたします。違いましたかね。

○委員長（戒屋昭彦君） 中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

多分、今言われたのが、冒頭で御説明しましたけれども、保険料の軽減対象者の拡大のことだろうかと思います。

冒頭で御説明しました保険料の軽減対象者の拡大につきましては、軽減所得におきまして、見直しの内容としましては、軽減所得につきましては、5割軽減における被保険者に乗ずる額が5,000円——27万円から27万5,000円に上がった。それから、2割軽減における被保険者に乗ずる額が、49万円から51万円に改正されましたという内容につきましては、保険料の軽減対象者の拡大というところでございます。

それで、今回の特例措置の見直しといたしますのが、先ほどもちょっと御説明しましたけれども、後期高齢者医療制度導入当初は、保険料負担の急激な上昇を抑えるために設けられたものでございまして、もう既に現在10年を迎えております。10年を

経過するところにきておりますので、本来の軽減措置に戻すと。いわゆる特例措置を撤廃して、徐々に廃止して行って、本来の軽減措置にもっていくというところがございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この、後期高齢に反対いたします。特例措置を元に戻すと言われましたけど、元があまり特例がしっかりしていなくて、今の30年度から厳しくなっていくということと、保険料が上がるということで、高齢者の方に負担が重くなるので、この予算に反対いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） その他後意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第24号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戒屋昭彦君） 挙手多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで、3時45分まで休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時45分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。

次に、議案第25号平成30年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長

○上下水道局次長（三戸昌子君） 黒い背表紙の予算書を御用意ください。

議案第25号平成30年度美祢市水道事業会計予算について御説明をいたします。

1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量でございます。上の表の計の欄をごらんください。業務

の予定量を申し上げます。(1) 1号、給水戸数は1万165戸、前年度から105戸の減少であります。内訳を美祢地域、美東地域、秋芳地域と三つに区分しております。

2号、年間総給水量は275万2,000立方メートルでございます。前年度から5万2,900立方メートルの減少でございます。

3号、一日平均給水量は7,540立方メートルでございます。

では、2ページをお開きください。

4号、主な建設改良事業でございます。主なものは、上から祖父ヶ瀬浄水場更新の基本設計業務4,230万円を予定しております。次に、水道未普及地域解消事業(田代地区)の引き続きの管路布設でございますが、1億4,677万3,000円でございます。そのほかには、国庫補助事業の布設替えであります於福地区管路更新事業4,410万円、厚保地区の管路更新事業は4,320万円でございます。

また、秋吉岩永地区の硬度低減化事業であります上野・秋吉地区水道統合整備事業は1億8,520万円、送配水管の実施設計及び管路布設を予定しております。

次に、第3条の御説明をいたします。

収益的収入及び支出の予定額でございます。

水道事業収益は7億7,066万6,000円、内訳は営業収益が4億3,483万2,000円、営業外収益が3億3,583万4,000円でございます。

次に、支出でございます。

水道事業費7億3,452万5,000円でございます。営業費用は6億8,395万2,000円、営業外費用は4,995万3,000円、そのほかには特別損失を2万円、予備費60万円でございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入合計は4億7,909万2,000円、うち企業債は3億3,100万円の借り入れを計上しております。そのほか、繰入金13万2,000円、負担金及び寄附金が486万円、国庫支出金4,703万8,000円、出資金9,606万2,000円でございます。

支出は、資本的支出の合計が8億534万2,000円、うち建設改良費が5億9,810万5,000円でございます。次の企業債償還金が1億9,723万

7,000円、予備費が1,000万円でございます。

上の、4条資本的収入及び支出の条文をごらんください。

括弧書きで補填財源を書いておりますが、収支の不足額3億2,625万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の3,954万5,000円、過年度分損益勘定留保資金9,225万3,000円、及び当年度分損益勘定留保資金1億9,445万2,000円で補填するものでございます。

では、予算の主なものは、予算実施計画書で御説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

平成30年度美祢市水道事業会計予算の実施計画書でございます。

収入でございますが、水道事業収益は、先ほど申し上げましたけど7億7,066万6,000円でございます。前年と比較しますと、1,650万9,000円の減少でございます。営業収益は4億3,483万2,000円、338万8,000円の減でございます。給水収益は、先ほどの給水条例の改正がありましたので、8月1日から新しい給水条例により料金が施行されるように、先ほど御議決をいただきました。半年が旧料金、半年が新料金で計上しております。また、給水負担金も新料金と旧料金で半分ずつの計上でございます。

ページ下のほう、第2項の第2目から第3目、それから、次のページにかけまして、次のページの一番上、第4目の繰入金をごらんください。

繰入金は前年と比べ減少しております。

また、その下に5、6、7目で長期前受金を計上しておりますが、減価償却費と同じように減少の方向にあります。

次に、支出の御説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

支出では、水道事業費は7億3,452万5,000円、前年と比較しまして193万9,000円の増加、ほぼ前年並みですが増加でございます。

平成30年度の傾向としましては、燃料調整費の値上がりによって、各浄水場で動力費がふえております。

一枚めくられまして、11ページの上から6番目の節、薬品費の欄をごらんください。

原水及び浄水費の美東地域の薬品費でございます。美東地区の硬度低減化装置につ

いては、運転の実績から薬品費を前年度より減らしております。前年度は1,200万円程度計上してはりましたが、30年度は828万1,000円としたものでございます。

では、14ページ、15ページをお開きください。真ん中ほど、委託料の欄をごらんください。

平成30年度は、赤郷北西、綾木東部の管路台帳作成を計画をしております。委託料は313万8,000円でございます。

では、18ページをお開きください。16ページから業務費の説明になっておりますが、18ページ、19ページを開けていただいて、7・8・9の委託料の欄をごらんください。

3番目ほどに書いてありますけれども——委託料の3番目ほどに書いておりますが、平成30年度から、水道料金の支払いがコンビニエンスストアでできるようになります。その負担金を計上しております。負担金は、3地域併せて39万3,000円でございます。支払いの利便性の向上を期待しております。

では、20ページ、21ページをお開きください。下のほうをごらんください。

減価償却費でございますが、減価償却費は美祢地域が1億6,735万6,000円で前年より減じております。

次のページをお開きください。

美東地域は7,288万円で、前年より44万6,000円の増、秋芳地域が1億268万3,000円で、前年より130万1,000万円の減でございます。

ページ下のほう、営業外費用をごらんいただくと、支払利息は美祢地域が3,246万8,000円、美東が210万6,000円、秋芳が1,514万9,000円でございます。支払利息は3地域合わせたものが、75万5,000円の増加でございます。

では、資本的収入及び支出の御説明をいたしますので、24ページ、25ページ、次のページをお開きください。

まず、資本的収入は、企業債が3億3,100万円でございます。水道未普及解消事業の田代地区に6,510万円、水道統合整備事業秋吉上野に1億8,320万、於福・厚保の配水管布設替事業に7,300万、入見配水池等の整備に970万を借り入れする予定でございます。そのほかは、先ほど説明いたしましたので、支出を説

明いたします。

資本的支出では、建設改良費の主な事業は冒頭に御説明しておりますので、ほかのものを御説明いたします。

28ページ、29ページをお開きください。

29ページの一番上でございます。豊浦・新豊浦のポンプ所の改修を予定しております。3,860万円でございます。また、祖父ヶ瀬ポンプ場の制御盤の改修工事に2,300万円計上しております。

次に、第2款企業債償還金をごらんください。

企業債償還金は1億9,723万7,000円でございます。前年に比べまして、1,040万4,000円の減少でございます。

最後に、予算概要資料の3ページからの平成30年度美祢市水道事業予定損益計算書をお開きください。4ページでございます。

平成30年度予算に計上しました、収益的収支から見た予定の損益でございます。下から3行目をごらんください。

料金改定を半年分計上しておりますが、このたびは統一に主眼を置いた料金改定でございます。純損失が、先ほど御説明いたしました、372万9,000円になります。前年度繰越利益剰余金2,667万8,000円とあわせまして、当年度の未処分利益剰余金は2,294万9,000円になる予定でございます。

先ほど説明しましたように、当年度は半年分が旧料金、半年分が新料金と、二つの料金体系で計算をしておりますので、繰り返しますと、家庭用の口径13ミリは美祢地域の程度、口径20ミリは107.8%になっておりますので、半年分の新収入は——半年分の101.15%というのが実績でございますが、給水量の予定量が減っておりますので、予定の利益は——純利益は出ずに純損失になったものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
安富委員。

○委員（安富法明君） 先ほど、給水条例の改正案について賛成をいたしました。基本的には、それぞれ意見が出たとおりでと思うんですが、結果として、30年度予算が収益的収支の状況が372万9,000円の——今説明がありましたように、赤字になっております。

これは、我々も料金統一ということを前提に議論をし、討論会等でも申し上げたとおりなんですけど、やむを得ないというふうに思っておるわけですが、先ほどから事業計画なりについて、今年もかなりの事業が継続的に出てまいります。

特に、祖父ヶ瀬の浄水場の問題、それから上野秋吉地区ですか、軟水化に取り組むための対策、これら等を考えると、収益的収支で一番大きいのが、固定資産の償却だろうと思うんですよね。結局、これが当初事業計画を見るとわかるんですが、ほとんど企業債の借り入れで、大きく事業がされていきます。

そういうことから考えると、償却で仮に留保財源ができて、もうこれ基本的には、企業債の償還ということになろうかというふうに思うわけですよね。

そうしますと、これからの事業の推進に当たって、当初で説明もありましたように、議論の余地はありはするんですが、資産維持費の説明が実はありました。

それで、これからの事業展開と基本的な事業局としての考え方。恐らく、適切な時期に、それなりの判断をされないといけない。今の時点で、じゃあいつからというのは非常に難しいというふうには思うんですが、その点について、事業局のほうでの考えをどのように持っておられるか、お聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 安富委員の御質問にお答えをいたします。

今回の料金統一、さらには適正な料金体系について、上下水道料金審議会に諮問したわけですが、その答申として、御説明しておりますように、平成30年から33年の計画期間での料金改定は、平均18.15%が望ましいということで答申を受けたところです。

上下水道事業局といたしましても、この4年間の最終目標とすれば、可能な限りこの改定率といいますか、それに盛り込まれております、資産維持費を含めた事業継続に必要な所要額を加算した部分を料金体系として見込んでいきたいというふうに考えております。

今回の給水条例の改正は、そのうち、一般家庭に急激な負担増を求めないということで、ほとんどの家庭の方が使われている13ミリ口径は、美祢地域の水準に合わせ、20ミリも同様に近い改定率ということで、おおむね美東、秋芳地域においては引き下げになり、美祢地域でも100%、あるいは20ミリで107%程度の改定ということで、極力引き上げを抑えたという状況で、その結果、今回の30年度予算におい

ては、372万9,000円の純損失という見込みを——予定を組んだというところ
です。

今後、委員も申されましたように、今後は、新たな浄水施設の更新事業並びに上野
秋吉地域の統合事業——いわゆる秋吉地区への軟水化事業ですけれど、こういう大規
模な事業が、待ったなしの状況で、更には適正な資産管理を行う上では、以前一般質
問等でもお答えしたことがありますけれど、国のアセットマネジメントの手法を用い
ても、各年度、5億か6億の施設維持費が必要となってくるという状況ですので、そ
れの財源確保のためには、料金改定は、答申に基づいた料金改定を確保することが、
待ったなしの状況だというふうに考えています。

したがって、新年度早々には、次期改定に向けての——料金改定に向けての作
業に入りたいと思いますし、その過程において、事業継続に必要な所要額等を算定し
て、実質的にこの4年間で段階的に料金改定を行うか、どういう年度で行うかとい
うことは、また試算等もしまして、議会にも御相談、御協議申し上げながら、改めて料
金改定へ向けての議論を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（戒屋昭彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第25号を採決いたします。本案に
ついて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のと
おり可決されました。

次に、議案第26号平成30年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたしま
す。執行部より説明を求めます。三戸上下水道局次長。

○上下水道局次長（三戸昌子君） 黄色い背表紙の予算書を御用意ください。

議案第26号平成30年度美祢市公共下水道事業会計予算について御説明をいたし
ます。

1ページをお開きください。

まず、第2条でございます。平成30年度業務の予定量でございます。第2条をご
らんください。

第1号、下水道使用戸数は3,905戸、昨年より19戸の増加でございます。第

2号、年間の総処理水量は102万6,000立方メートルでございます。第3号、一日平均処理水量は2,813万立方メートル、第4号、主な建設改良事業でございますが、長寿命化計画に基づく美祢市浄化センター改築更新事業1億1,000万円を予定しております。また、これは、昨年に引き続き、中央監視装置の設計及び用水設備、最終沈澱池設備の更新を計上しているものでございます。ほかには、下村準幹線管渠布設事業に2,560万円を計上しております。平成32年度の供用開始予定でございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の御説明をいたします。

収入は、第1款下水道事業収益が5億7,556万円でございます。

営業収益が1億5,984万3,000円、営業外収益が4億1,571万7,000円でございます。

支出でございますが、支出、第1款下水道事業費用の合計は5億4,846万4,000円でございます。

内訳は、営業費用が4,931万3,000円、営業外費用が5,404万1,000円、特別損失が1万円、予備費100万円でございます。

では、2ページにお進みください。

第4条の資本的収入及び支出の御説明でございます。

収入は、第1款資本的収入は3億3,688万1,000円、うち企業債が5,800万円、補助金が8,360万円、出資金1億9,116万3,000円、受益者負担金が411万7,000円、その他負担金が1,000円でございます。

次に支出でございますが、合計が――第1款の資本的支出の合計が4億5,950万2,000円、そのうちの建設改良費が1億7,260万円、企業債償還金が2億8,590万2,000円、予備費が100万円であります。

第4条、上部の括弧書きに示しております補填財源でございますが、収支の不足額1億2,262万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額の623万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億621万6,000円、及び当年度分の損益勘定留保資金の1,016万6,000円で補填するものいたします。

では、4ページをお開きください。

予算に関する説明書の大まかなものを御説明をいたします。4ページ、5ページで

ございます。

収入は、下水道事業収益が5億7,556万円でございます。

営業収益は1億5,980万3,000円。ほぼ昨年並みですが、83万2,000円の減額というところでございます。

営業外収益では、4億1,571万7,000円。昨年度より4,164万3,000円の減額になっておりますが、主なものは資本費の減少によります他会計補助金の減額が3,314万3,000円ございまして、ほかには、これは、昨年度は下水道法の改正による下水道計画を変更しましたので、国庫補助金が計上されていたものでございます。今年度は国庫補助金の対象がないため減額になっております。

次に支出でございます。

支出は、下水道事業費用は5億4,846万4,000円で、前年よりも3,713万7,000円の減額でございます。この3,713万7,000円の減額は、収入と同じ要因でございます。

8ページ、9ページをお開きください。2枚開けてください。

まず9ページ、上から3分の1のところにあります委託料の減少でございます。収入と同じように、昨年度の下水道法の改正により、国庫補助金があったのでございますが、下水道の維持管理修繕基準が創設されたのでございますけれども、その計画の費用が昨年度は計上されていたものでございます。今年はありません。そのほかは、資本費の減少でございます。

8ページ、下のほうの第4目減価償却費と第5目資産減耗費と、後で申し上げます支払利息合わせたものを資本費というのですが、3減耗費の減少が1,050万円と大きいこと、1枚めくられてください。支払利息でございます。企業債の利息が5,394万、前年と比べ837万6,000円減じております。

次に、12ページ13ページをお開きください。

資本的収入及び支出の、まず収入でございます。金額は先ほど申し上げましたので、内容を申し上げます。

第1項企業債と第2項の国庫補助金は、浄化センター長寿命化事業及び下村地区の準幹線管渠布設工事に対するものでございます。

次に資本的支出ですが、主な事業は先ほど申し上げました。そのほかには13ページの委託料の欄をごらんになってください。

美祢浄化センターの改築更新事業が1億100万ほど計上しておりますが、その下にストックマネジメント計画策定業務に3,050万円を計上しております。このストックマネジメント計画といいますのは、平成26年度から始まり、平成31年度で終了します長寿命化計画、これを継承した計画でございます。長寿命化計画にストックマネジメントの観点を加えまして、平成32年度から5年間の改築更新計画を策定するものでございます。この計画に従って、国庫補助事業を進めていく予定でございます。

では、概要説明資料の2ページをお開きください。

ただいま説明しました、収益的収支による予定の損益でございます。下から3行目をごらんください。

当年度の純利益が2,085万7,000円でございます。前年度繰越利益剰余金の3,635万円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は5,720万7,000円になる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第26号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成30年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 議案第27号平成30年度美祢市病院等事業会計予算について御説明させていただきます。

資料につきましては、白い背表紙の予算書並びに予算概要説明資料となります。

まずは、予算書の1ページをお開きいただければと思います。

まず、予算第2条に規定しております、平成30年度の業務予定量につきまして御説明申し上げます。

このうちの(3)一日平均患者、利用者数の項目をごらんいただければと思います。

まず、美祢市立病院ですけれども、入院患者数を1日平均で123.1人、対前年度当初予算比で3.9人の減、外来患者数につきましては各診療科、透析合わせまして、1日平均で157人、対前年度当初予算比18.6人の減を見込んでおります。

続いて、美祢市立美東病院ですけれども、入院患者数を1日平均で87.5人、対前年度当初予算比3.5人の減、外来患者数につきましては1日平均で133.6人、対前年度当初予算比で1.4人の減を見込んでおります。

次に、グリーンヒル美祢ですけれども、入所者数を1日平均で64人、対前年度当初予算比1.5人の減、短期入所者数は4人、対前年度当初予算比1名の増、通所者数につきましては19人で、対前年度当初予算比同数を見込んでおります。

次に、訪問看護ステーションについてですけれども、利用者数を1日平均で23.9人、対前年度当初予算比0.9人の増を見込んでおります。

これらの業務予定量の見込みに基づき算定いたしました、予算第3条及び第4条に規定する収入及び支出の予定額について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出について、施設ごとに御説明したいと思います。

資料につきましては、別冊の予算概要説明資料となります。こちらの2ページを開きいただければと思います。

まず、美祢市立病院につきまして、病院事業収益の当初予算額は、22億1,357万4,000円を計上しております。

これは、前年度の当初予算と比較しまして、6,455万1,000円の減を見込んでおります。その一方、病院事業費用については21億8,976万3,000円、対前年度当初予算費で4,587万7,000円の減を見込んでおります。

続いて、美東病院についてですけれども、病院事業収益については14億7,651万6,000円、対前年度当初予算比956万1,000円の減を見込んでおります。一方、病院事業費用につきましては14億4,247万9,000円、対前年度当初予算比で4,294万6,000円の減を見込んでおります。

次に、グリーンヒル美祢ですけれども、介護老人保健施設事業収益については3億9,487万8,000円、対前年度当初予算比で41万8,000円の減を見込んで

であります。一方、介護老人保健施設事業費用については3億9,472万1,000円、対前年度当初予算比222万5,000円の増を見込んでおります。

最後に、訪問看護ステーションについては、訪問看護事業収益を5,682万8,000円、対前年度当初予算比144万1,000円の増を見込んでおります。一方、訪問看護事業費用については5,543万1,000円、対前年度当初予算比104万9,000円の増を見込んでおるところでございます。

以上の結果、病院等事業全体の収益的収支につきましては、収入総額を41億2,619万円、支出総額を40億6,678万8,000円としておるところでございます。

続いて、資本的収支について、同じく各施設ごとに御説明します。

その次の3ページとなります。

まず、収入についてですけれども、美祢市立病院では1億4,153万円、美東病院では2億5,912万3,000円、介護老人保健施設グリーンヒル美祢が4,572万3,000円を計上しております。

これに対して、支出についてですけれども、市立病院では2億2,814万2,000円、美東病院では3億1,478万5,000円、介護老人保健施設グリーンヒル美祢が3,123万3,000円を計上したところでございます。

この資本的支出のうち、特に美東病院のところが大きくなっておりますけれども、こちらにつきましては、資産購入費——各施設機器導入後の耐用年数経過、かなり老朽化が進んでいる機器の更新費用に加えまして、美東病院におきまして、平成28年度に予定しておりました総合医療システム、いわゆる電子カルテのシステムを見送ったところですが、平成30年度において導入を——改めて導入を予定しております。これに係る費用が、約1億5,000万円となっております。

以上の結果、収入総額を4億4,637万6,000円、支出総額を5億7,416万円といたしまして、収入額が支出額に対して不足する額1億2,778万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填する予定のものでございます。

続いて、以上の収支予定額に基づき作成しました財務資料につきましては、この資料の10ページ、11ページをごらんいただければと思います。

こちらのほうに、平成30年度末の病院等事業会計全体の予定損益計算書を掲載

しておりますけれども、全体の傾向といたしましては、当年度純利益として5,877万2,000円を見込むところで、前年度繰越欠損金4億5,598万5,000円と差し引きした結果、当年度末未処理欠損金については、3億9,721万3,000円となるの見込んでおるところでございます。

以上で、議案第27号平成30年度美祢市病院等事業会計予算の説明とさせていただきます。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
高木委員。

○委員（高木法生君） ちょっと一、二点、お伺いしたいと思います。

このたび、診療報酬の改定が2年ごとということで、今年が改定になるわけでございますけれども、これの改定率がいかほどあったのか。また、このことで新年度予算に——例えば入院や外来の患者数、あるいは単価等に反映されたものがあるのかお伺いして、それから、ジェネリックの利用率について、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、国の医療費の抑制策は、着実に進められておると思うわけですが、その一環として、ジェネリックの利用の促進というものが加速しているんじゃないかと思えます。

そこで、美祢市において、ジェネリックの医薬品というものの利用率が、どのあたりにあるのか、国の目標との比較がわかれば教えていただきたいと思えます。

○委員長（戎屋昭彦君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 高木委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず一点目が、本年度、平成30年度が診療報酬改定の時期となっております。これにあわせて、当然介護報酬のほうも同時改定ということで、一つの話題となっておったところでございますけれども、この30年度予算を策定する段階では、国のほうから示されたのは診療報酬本体、全体として0.55%、介護報酬については0.54%の増額改定という、包括的な数字しか示されておりませんでした。

しかしながら、今月に入りまして、厚労省のほうから各診療報酬の項目ごとに詳細な部分が今出つつあります。ですから、今お示ししております平成30年の当初予算の患者単価なり、そういったところまでの反映はちょっとできてはおりません。

ですから今後、30年度がスタートして、いろいろと報酬改定に対する対応策なり、いろいろと速やかに検討しなきゃいけないとは思っておりますので、着実にその辺は

進めていきたいと思っております。

それとあと、二点目のジェネリック薬品の使用割合についてなんですけども、現時点で、美祢市立病院のほうでは使用割合が70%ないし、それを超える水準で使用されております。

それに対しまして、美東病院では、美東病院のほうは、特に薬剤師1名体制というところは長く続いております。美東病院ないし、病院事業局といたしましても、特に療養病棟関係は診療報酬が丸めの算定方式になりますから、経費を抑えるというところで、そこは進めていきたいんですけども、なかなか薬剤師の確保に手間取っておるところでございまして、一応、薬剤師を補充することによって、美東病院については、ジェネリックの使用割合を延ばしていきたいというふうに思っています。

ですから、今回の30年の診療報酬改定で、後発品の使用割合については、国のほうは約8割ぐらいを目標にされていたとお聞きしております。

ですから市立病院のほうは、ほぼそれに到達する水準、美東病院のほうは、残念ながら人材確保に手間取っておる関係で、まだちょっと追いついていない状況ではありますけれども、人材確保の観点からも強力に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第27号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第51号新市基本計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） それでは、議案書の51-1及び51-2から

51-7ページをごらんください。

議案第51号は、新市基本計画の一部変更についてでございます。

これは、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の適用を受けるため、新市基本計画の一部変更を行う必要があり、市町村の合併の特例に関する法律第6条の第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

このたびの変更は、計画期間を5年間延長し、平成34年度までとすることで、財政上有利な合併推進債の活用を図るため、51-2ページに記載の主だった事項といたしまして、主要事業等の変更をかけるものと、51-3から51-5ページは、財政計画の変更に伴う算定根拠についての変更を行うもの、更には51-6から51-7ページに記載の、5年延長に基づく所要な財政計画の変更を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっとお尋ねします。この添付されている財政計画も国に出すわけですかね。

○委員長（戒屋昭彦君） 繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えをいたします。
今回の新市基本計画の一部変更につきましては、全て国のほうに提出をする予定でございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますと、51-7をちょっと見ていただけません。
真ん中への27年度、基金残高62億7,600万、あれは、この下の財政調整基金と減債基金とその他の3つの合計を足したものがこうなるわけですか。それとも何か、まだあるわけですか。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。
こちらの下の基金総額の分につきましては、今美祢市が一般会計のほうで管理しております基金全ての総額でございます。

そして、その下三つについては、財政調整基金及び減債金についてはそのままの額

が、その他の特定目的基金、ここにつきましては、奨学基金と県証紙の購入基金と事業運営貸付金以外の特定目的基金についての合計額となっております。

以上です。

○委員（竹岡昌治君） それでは、これ以外に、まだ基金というものはあるんじゃないか。この表から見ると、この三つを足したらいいのかなと思ったから。合わんよね、計算があえて見せんわけ。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 先ほど回答いたしましたとおり、奨学基金と県証紙の購入基金、事業運営貸付基金につきましては、実状のところは基金と言いますか、事実上現金化しているようなものでございますので、いわゆる財源を流用するための基金としては活用できないという判断から、ここからは外しております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） この表だけを提示されると合わんから、ちょっと気になったんですよ。やっぱ欄外にちょっと書いてもらっとくとね。それか、ここにあるじゃないですか。どういうふうに算出したって、全部書かれているのにないんですよ。

で、もうひとつは、今年の予算概要書に、例えばこの基金総額が、30年度を見ますと60億4,100万ですか、1億4,100万ぐらい違ういね。それは何か意味があるわけ。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思うんですが、まず、この財政計画の編成の考え方を、ちょっと説明をさせていただいて、そののちにお答えさせていただきたいんですが。

まずは、このたびの財政計画につきましては、新市基本計画の策定にあたりまして、実績推移や今後の人口等の推計等、決算ベースでつくっているものでございます。ですから、どうしても予算額との比較が難しいところがあるかなとは思っております。

また、この財政計画をつくる関係で、地域審議会に諮ったりとか、県のほうに協議する必要があるということから、当初予算の編成よりも、かなり前に事業を着手しております。

ですので、当初予算の最終的に、最終版で盛り込まれた事業でありますとか、平成

29年度の事業が確定していない関係で、借入金の額とかが若干違うところがございます。とは申しましても、当初予算額との整合がとれるのが望ましいと考えておるんですけども、そういった事情によりまして、若干差が出ているということを御理解いただきたいと思います。

ですので、先ほどの件につきましても、自治体は、この3月補正で29年度の実績見込みを出して、補正をつくるわけでございますけども、どうしても、その段階等を基金にできれば、その計画どおりに進めればよかったんですが、このたびについては、そこの部分が基金につめなかったということで、差異が発生しているというところでございます。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうすると、財政課長が言われるのは、例えば県証紙だとか、貸し付けにあたるものはのけたよとおっしゃるんですね。

じゃあ、21年から22年、23年は、ちゃんと縦計合っているんですよ。なかったですか。その時は。

だからね、どういうかたちで計算しましたよという中には、確かなかったんですよ。基金ありましたかね、見逃したんじゃないろうか。課長が今説明されたんなら、ここも違くてこんといけんのいね。ここは合っているよ。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの御質問についてですが、前回の、変更前の計画につきましては、基金の残高とかという表がなかったと思いますが、このたび県との協議を受けまして、基金総額についても、この財政計画の中に入れるほうがよいだろうという御指摘がございまして、それに基づきまして、基金の状況を入れております。

竹岡委員のおっしゃいますとおり、これ足して、そのまま額にならないので、その他の特定目的基金につきましては、これこれこういった基金のみが入っておりますというような表記はするべきかなと思っておりますので、可能であれば修正に応じたいと考えております。

以上です。

○委員（竹岡昌治君） 当然だろうと思うんですね。基金と、それからこの計画のときに公債、いわゆる起債は義務づけられんやっただんですか。基金はわかるんですよ。当

然義務づけられるだろうなと思っていましたから。

私が申し上げたのは、例えば27年やったかいね、今、合いませんよと。いや、そしたら貸し付けに似たものとか、あるいは県証紙だとかは外れてますよとおっしゃったんですよ。ならば、21、22、23、25はちゃんと合うんですよ。で、あとは単位が100万じゃから1ぐらいじゃから、これは計算上の四捨五入だろうとみたんですよ。

そうしますと、26年までは全部合っているにもかかわらず、そこから先が合わないから、どういう計算をして示されたのかなと思ったんですよ。私が言いたいのはそこですよ。過去は合っているけど、27年からおかしくなっているから。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 26年度以降につきましても、表の整合はとれるように修正をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 申し訳ないんですけど、やっぱし基金のこれは差し替えをやられたら、財政計画。これちょっと、みっともないなと思うんじゃないけど。

それか、もしくは計画の資料作成については、こうこうこういうふうにしましたよと書いていただきたいんですよ。みな、書いてあるんじゃないけど、地方債も「現行の地方債制度をもとに、過去の実績及び今後の事業見込みを考慮して推定しています」と書いてあるでしょ。で、その表の——表はどこにあるんですかいね、これの。発生と償還しか書かんわけですか。残はいらない。基金は求められたと。そういう解釈でいいですかね。

○委員長（戒屋昭彦君） ここで、暫時休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時46分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会します。

先ほどの議案第51号につきましては、ちょっと保留といたしまして、次のほうに進ませていただきます。

次に、議案第52号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といた

します。執行部より説明を求めます。繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） それでは、議案書52-1及び52-2をごらんください。

議案第52号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを御説明いたします。

このたび、新たに過疎対策事業債の活用を行うため、二つの事業について追加を行うものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

このたびの変更は、最初に、事業名「電気通信施設等情報化のための施設 有線テレビジョン施設」とし、事業内容は「有線テレビ放送施設整備事業」であります。

この事業は、予算説明で、地域情報化推進事業において御説明をしております、緊急情報自動放送サービスの整備を行うものでございます。

次に、事業名「集会施設、体育施設等 公民館」に新たに「別府公民館移転整備事業」の内容を追加するものであります。

この事業は、社会教育費「公民館管理運営事業」において、説明がされておる事業となります。

説明は以上となります。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第52号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号普通財産の貸付けについてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君） それでは、議案第54号普通財産の貸付けについて御説明をいたします。

議案書では54-1ページ、参考資料では59ページをお開きください。

最初に、農事組合法人ほんごうファームへ貸し付けすることに至った経緯についてですが、平成26年3月に閉校しました旧本郷小学校の利活用については、旧本郷小学校跡地利活用協議会から、農事組合法人ほんごうファームに、校舎を地域産業の振興等を目的とした拠点施設としての貸し出しを要望する書面が、平成28年11月25日付で市長あてに提出されております。

また、平成26年2月に教育委員会が作成しております、美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画では、閉校後の校舎・跡地利用について、学校の再編統合により閉校となる学校施設の利用は、地域の要望を最優先して検討する旨、記載されております。

これらのことを踏まえて、関係部署等で協議を重ねた結果、校舎を農事組合法人ほんごうファームに貸し付けることは、地域の活性化につながり、農業振興に十分寄与できると判断し、適当であるという結論に至ったところでございます。

年間の貸し付け金額につきましては、農事組合法人ほんごうファームと協議を重ねた結果、12万円とし、減額貸し付けすることにしております。

しかしながら、普通財産の減額貸し付けにつきましては、現行の美祢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、普通財産の無償貸し付けまたは減額貸し付けは、ほかの——他の地方公共団体又は公共的団体の公用、公益の事業の用に供する時に貸し付けできることになっており、農事組合法人は営利団体に該当するため、農事組合法人への減額貸し付けは難しいところではございますが、農事組合法人ほんごうファームに貸し付けすることは、市としても十分メリットがあることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議案を提出し、市議会の議決を得ることに至ったところでございます。

なお、貸し付け期間につきましては、美祢市普通財産貸付に関する施行要綱第3条第1項に基づき、土地、建物を貸し付けるときは3年以内となっていることから、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの最長の3年間としております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
安富委員。

○委員（安富法明君） 別に異議があるわけじゃないんですけども、考え方として、これ一部ですよ、校舎のごく一部。そうすると、仮にここをほんごうファームさんに貸して、ほかの所を誰かが貸してくれっていうふうな話とかが出てくるような……。

結局、学校って結構大きいじゃないですか、ほかの所も考えて。例えば別府公民館でも、2階は使わないわけでしょ。で、そういうときの考え方とか、何か検討というか、はっきりしたあれがあるんですかね。考え方、決められてますかね。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君） 安富委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

今、実際のところ、農事組合法人ほんごうファームが主に使用を希望されている教室についてですが、1階の職員室、教育相談室、家庭科教室及びランチルームでございます。

しかしながら、2階については、今使われる予定はございません。その2階の部分につきましては、地区の旧本郷小学校の校区の皆様で使いたいという要望があれば、それについては、使っていただくように柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 安富委員。

○委員（安富法明君） それは、今考えられたんだろうというふうに思うんですけども、特に学校施設とかって、さっき言いましたように広いわけじゃないですか。その一部を借りたいと言って、こういうふうな契約を仮にして、そのことはそれでいいですよ。ただ、後の管理とかもありますし、例えば、そのほかについて空いているところを、また違う方が借りたいとかっていうふうなときに、きちんとした市の考え方とか、対応の仕方というのを決めておかれんといけんのじゃないかなというようなことを思います。

○委員長（戒屋昭彦君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの安富委員の御質問ですが、市から、こちらのほんごうファームにお貸しするのは、校舎の一応全体ということで、よく使われるのはその中の一部ということで、仮にほかの、例えば地元の団体が使いたいというようなことがあれば、ほんごうファームに窓口になっていただいて、対応していただくということを想定しております。

具体的には、今後契約を締結するようにはしていますが、その中に盛り込もうというこ

とを考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 安富委員。

○委員（安富法明君） こんな議論は、本来するべきじゃないんかもしれませんが、今の答えですと、今度は仮にそういうふうな——借りたいとか、使用したいとかっていうことに対して、ほんごうファームさんが窓口になって交渉されるというか、お決めになられたらいいっていうことなんですけど、この12万円よりも儲かるようなこと——こんなこと言うちゃいけないのですかね。そういうことが——まあ契約書にいろいろ書いちゃあるんでしょけども。

○委員長（戒屋昭彦君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 今の安富委員が御心配されているようなことについては、契約書のほうできちっと盛り込んで、対応できるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 副議長と同じような質問になるかと思いますが、貸し付け料について、地元の方と協議したということなんですけど、今回のようなケースは初めてではないかと思いますが、これから学校が統廃合されて、こういったケースも生まれてくることが考えられますが、今回の貸し付け料が基礎になるのではないかと思いますけど、明文化と言いますか、文章に残すというか、する必要があるのではないかと思うんですけど、その点はどうなのでしょう。

借りる人によって、いろいろ条件が違ったとか、協議次第で変わるとかあるようなことがあってはいけないと思うんですけど、これが基礎になるのでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの三好委員の御質問ですが、先ほど、佐伯課長のほうが御説明したと思いますが、ほかの公共団体ですとか公共的団体については、条例で、無償で貸したり減額して貸したりということはできることになっておりますので、議決を得るという必要はないんですけど、その他の団体については、それぞれの団体が、どういう団体かというのをよく勘案しながら、個別に、ケースバイケースに対応して、どの程度減額するのが適切かというのは、やっぱりそれぞれの団体によって

変わってくると思いますので、一律に定めるということは、なかなか困難ではないかというふうに考えています。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第54号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後5時01分休憩

午後6時07分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続きまして、委員会を開会いたします。

先ほど審査が中断しておりました、議案第51号新市基本計画の一部変更について、誤りがありましたので、今、皆さんのお手元に資料を配布しております。これにつきまして、執行部より説明を求めます。竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、議案の一部に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

訂正箇所につきましては、51－7ページの歳入歳出の見込みの表でございますが、一番下の部分、こちらの基金総額のところで、訂正の資料にお示しいたしておりますとおり、網掛け部分が訂正箇所でございます。財政調整基金と減債基金、その他特目基金、こちらの基金の合計額が基金総額になるように訂正をいたしております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 大変執行部の皆さんにはお手数をかけました。これで納得はしましたが、この委員会だけじゃなくて、今期ちょっと議案に対する修正が多かったような気がします。今後は、精査してやっぱ議会に出していただきたいなど。

で、我々も、実は予算委員会で修正案を出して、一般質問が済んだら精査を始めようと思うんですよね。少なくとも2カ月くらいはかかると思うんですよ。それで、きちっと精査したうえで、私たちが出そうと思いますが、執行部の皆さんにおかれましても、その辺はひとつ注意をして、今後、精査をして出していただきたいという要望をつけ加えて終わります。

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第51号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案32件につきましての審査を終了いたします。その他委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 他にないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。長時間、御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後6時10分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月13日

総務民生委員長